

次期教育振興基本計画案 に対する意見

2023年1月23日



経済界からの期待と要望

- 新経済連盟はJX(Japan Transformation)実現(参考①)を提唱
- そのカギは、「デジタル化、民間の活用および英語能力の向上」
- ポストZ世代をにらんだ教育環境の抜本的改善を今からしておくために、特に下記に注力すべき

項目	内容
デジタル基盤の整備	<ul style="list-style-type: none">・ GIGA構想の基盤を『ナショナルミニマム』として国の責任と支援で継続して整備する旨明記・ 政府の各種デジタル政策とも連動して整備
デジタル人材の育成	<ul style="list-style-type: none">・ 教える側の体制整備(質向上と地域間格差解消)・ 情報教育を進めるための環境整備(大学入試での『情報』採用推進等) (参考②)
民間の活用	<ul style="list-style-type: none">・ 情報教育、起業家教育による協力支援。特別免許状の有効活用(参考③)・ 教育DXに対するサポート要員等への協力支援・ 校務DXを民間が支えることで教師の方は子どもとのコミュニケーションに注力
英語能力の向上	<ul style="list-style-type: none">・ 外部教員や外部試験の積極活用 (参考④)

(参考①)新経済連盟の基本政策

人口減少

低成長

内向き志向の
社会・経済

世界的に
高い税金

デジタル
対応の遅れ

多様性を
欠く社会

硬直化した
政府



JAPAN TRANSFORMATION
日本を根本的に変えていく

日本を「人・知・金」が世界から集まる国に

新しい時代に向かって、この国を変えていかないと未来はない
アントレプレナーの力で日本を変える

✓ JAPAN TRANSFORMATION(JX)の実現に必要な重要施策

1 民でできることは民に

- 政府の役割は、この原則から逆算
- 「民」が中心の**フィランソロピーエコシステム**を醸成

2 世界的に高い税金の引下げ

- 高い税金の国は必ず衰退
- JXに必要な**あらゆる改革の大前提**

3 「新結合」の推進・活用

- デジタルにより流動化するあらゆるつながりを「新結合」
- 「新結合」により**新たな価値を創出し、生産性を向上**

(参考②)情報教育の動向

■大学入試での情報の科目の採用の動向 (新聞記事より抜粋)

共通テスト「情報Ⅰ」、国立大3校が「配点しない」
…25年実施新科目の扱いに差
(2023年1月9日読売新聞記事より)

2025年1月実施の大学入学共通テストから出題が始まる新科目「情報Ⅰ」について、国立大学82校のうち、少なくとも3校が、受験必須科目としながら、得点は成績に含めない方針であることがわかった。合否判定や受験生への影響が見通せないことなどが理由で、情報Ⅰだけ配点を減らす大学も広がっている。

国立大は基本的に、共通テストと個別試験(2次試験)の得点を合算し、合否を判定する。国立大学協会は昨年1月、国語や数学など5教科7科目を課すとしていた共通テストについて、25年からは情報Ⅰを加えた6教科8科目を「原則とする」と申し合わせた。実際の受験科目や配点は各大学の裁量に委ねられている。文部科学省は、22年度内に情報Ⅰを課すかどうかの方針公表を求めている。

本紙が昨年12月末までに各大学に確認したところ、82校のうち東京大や京都大など66校は一般入試で情報Ⅰを「課す」と公表していた。配点方針も明らかにした12校のうち、北海道大、徳島大、香川大は「配点しない」とした。北大の入試担当者は「現役生と浪人生の間でどのような差が生まれるか不明瞭なこともあり、導入初年次は慎重に扱うべきだと判断した」としている。

■教員の人材未活用と配置の地域格差等 (新聞記事より抜粋)

公立高校の「情報」教員、17%が教科の免許なしで指導…前回調査から437人減
(2022年11月8日読売新聞記事より)

全国の公立高校で今年度、教科「情報」を教える教員の17%、796人は情報の教員免許を持たないことが8日、文部科学省の調査でわかった。前回調査(2020年5月)から437人減った。高校では今年度から新科目「情報Ⅰ」が必修となり、25年度の大学入学共通テストから出題も始まる。各自治体は情報の免許を持つ教員の採用や配置を急いでおり、文科省は「24年度には、情報の免許なしで教える教員は0人となる見込みだ」としている。

調査は5月1日現在で実施。全国で情報科を担当する公立高教員4756人のうち、560人は情報の免許なしでも指導できる特例「免許外教科担任」、236人は期間限定の「臨時免許」で教えていた。

全国の公立高校で情報の免許を保有する教員数は1万48人で、うち6088人は情報を担当していなかった。新潟県では、免許を持つ教員への授業割り当てを進め、免許なしの情報担当者数は前回調査から全国最多の93人減らし、22年度は14人となった。03年の情報科新設時に研修を受けて免許を取得したが、長期間にわたり情報の授業を担当してこなかった教員が多いため、同県教委では、研修などで指導力の底上げを図っている。

都道府県・政令市別での「情報の免許なし」教員数は、東京など16都県市は0人だった一方、長野県は全国最多の76人(前回調査から72人減)で同県内の担当教員144人の半数超を占めた。同県教委の担当者は、中山間地域に小規模校が点在するため、免許を持つ教員が複数校を行き来して教えることが難しいとし、「免許を持つ教員に遠隔授業で複数校を担当してもらうなどして解消していく予定だ」と説明する。このほか、栃木県68人(同51人減)、福島県45人(同20人減)などが多かった。

(出典)

読売新聞記事 <https://www.yomiuri.co.jp/kyoiku/kyoiku/news/20230108-OYT1T50098/>

<https://www.yomiuri.co.jp/kyoiku/kyoiku/news/20221108-OYT1T50154/>

(参考③)特別免許状をめぐる問題

■現状と課題 (規制改革推進会議の整理)

- 特別免許状は、教員免許授与総数の0.11%にとどまっており、活用が全く進んでいない。そもそも授与基準自体を定めていない都道府県が4、授与基準が国の指針に沿っていない都道府県が6、授与基準を公表していない都道府県が37あるなど、制度活用以前の問題も存在。
- 特に教員不足が深刻な小学校では0.05%（年間16件）であり、不足する教員を外部人材の正規雇用による採用によらず非正規雇用の臨時免許状教員で補っている実態。
- 英語・看護（高等学校）以外の教科での発行がほぼ行われず、教員が不足している教科の授業は当該教科の免許を持たない教員が代理で行っている実態。
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤー等の専門人材のオンライン活用も進んでいない。

<教育職員免許状制度の概要>	普通免許状	特別免許状	臨時免許状
発行割合（令和元年）	95.4%	0.1%	4.5%
取得方法	教職課程の履修	都道府県による試験等	
身分	教諭（正規雇用）		助教諭（有期雇用）
指導できる科目（小学校）	全科目	指定された1科目	全科目
指導できる科目（中学校、高等学校）	指定された1科目		

（出典：文部科学省所管法令・調査等より規制改革推進室作成）

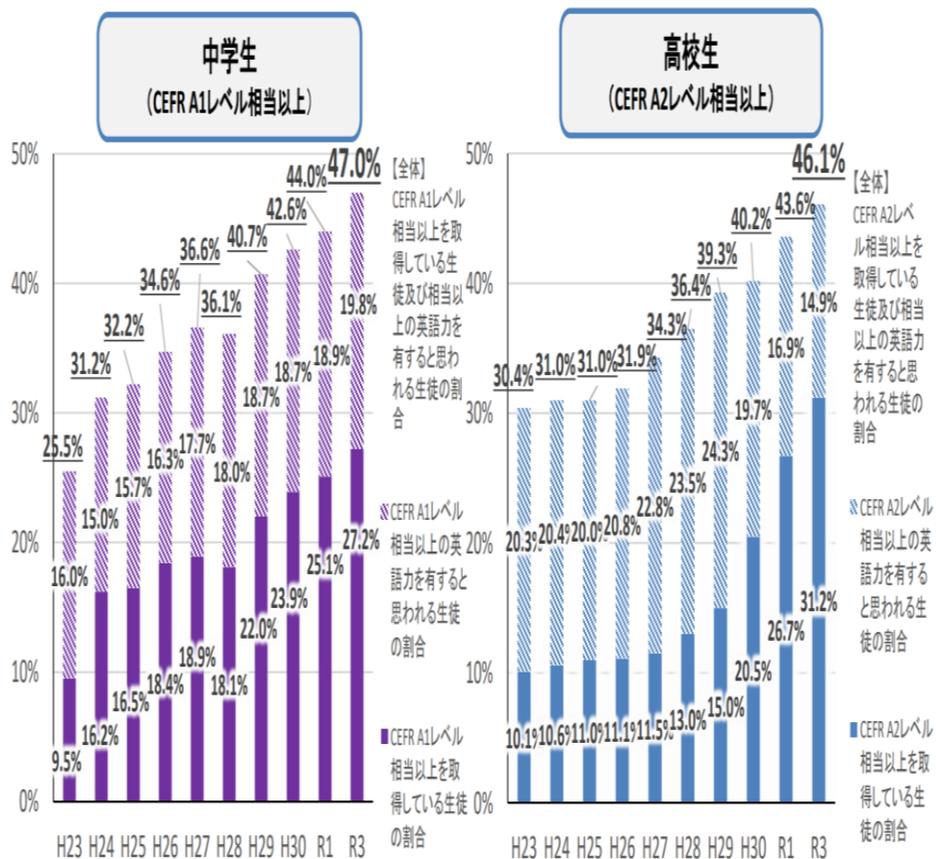
（出典）

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/220607/03_initiatives.pdf

(参考④)日本の英語力の現状

■中学生・高校生の英語力は向上したものの、一定レベルの到達率はまだ5割未満

■日本人の英語力は、世界112か国中第80位(2022年)(韓国は、36位)



日本人の英語力、非英語圏で80位に後退：スイスの教育機関調査 (ニュースサイトより抜粋)

- 国際語学教育機関「EFエデュケーション・ファースト」(本部・スイス)がこのほど発表した2022年調査によると、英語を母語としない112カ国・地域のうち、**日本人の英語力は前年の78位からさらに順位を落とし、80位**となった。これは5段階中4番目となる「低い能力レベル」(61~87位)に分類される。
- 日本は**初回調査の2011年は14位**だったが、当時約40カ国だった参加国が次第に増えるとともに**順位を下**げている。

(出典) 文部科学省『令和3年度英語教育実施状況調査』 https://www.mext.go.jp/content/20220516-mxt_kyoiku01-000022559_2.pdf

<https://www.nippon.com/ja/japan-data/h01509/?#:~:text=%E5%9B%BD%E9%9A%9B%E8%AA%9E%E5%AD%A6%E6%95%99%E8%82%B2%E6%A9%9F%E9%96%A2%E3%80%8CEf,%E4%BD%8D%EF%BC%89%E3%81%AB%E5%88%86%E9%A1%9E%E3%81%95%E3%82%8C%E3%82%8B%E3%80%82>

(参考④) 外部講師の活用の状況

■外部講師であるALT等は、約2万人どまり(文科省資料より抜粋)

外国語指導助手(ALT)等の活用人数

○新学習指導要領の目標では、言語活動を通して、コミュニケーションを図る資質・能力を育成することが示されている。ALT等の活用人数の純数(兼務を含まない)は一昨年度より582名増加している。

(参考) 中学校学習指導要領第2章第9節 外国語
 3 指導計画の作成と内容の取扱い (1) 指導計画の作成上の配慮
 ㊦ 指導計画の作成や授業の実施に当たっては、ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材などの協力を得る等、指導体制の充実を図るとともに、指導方法の工夫を行うこと。

校種/形態	JETプログラム	直接任用	労働者派遣契約	請負契約	その他	合計
小学校	2,472人 (17.8%)	2,693人 (19.4%)	3,580人 (25.7%)	899人 (6.5%)	4,259人 (30.5%)	13,903人 [R1 13,326人]
中学校	2,570人 (30.8%)	1,538人 (18.4%)	2,755人 (32.9%)	499人 (6.0%)	1,002人 (12.0%)	8,364人 [R1 8,203人]
高等学校	1,619人 (58.3%)	522人 (18.8%)	357人 (12.9%)	94人 (3.4%)	184人 (6.6%)	2,776人 [R1 2,783人]

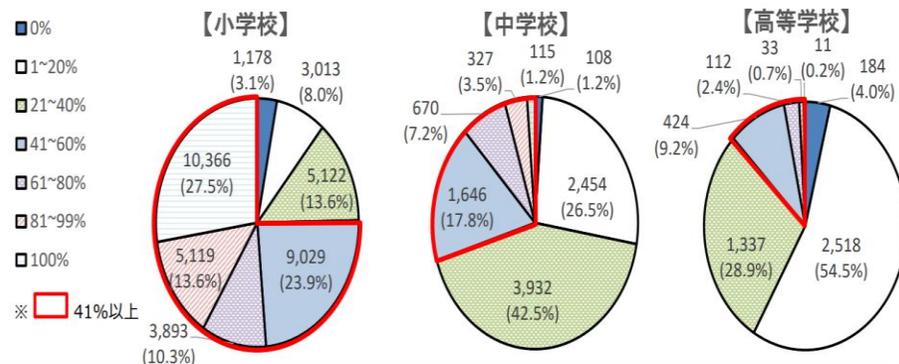
純計	4,897人 (24.2%)	3,667人 (18.1%)	5,452人 (26.9%)	1,186人 (5.9%)	5,047人 (24.9%)	20,249人 (100.0%)
R1年度純計	5,105人 (26.0%)	3,630人 (18.5%)	4,489人 (22.8%)	1,732人 (8.8%)	4,711人 (24.0%)	19,667人

■ALT等には、まだ活用の余地がある(文科省資料より抜粋)

外国語指導助手(ALT)等の活用状況

- 外国語指導助手(ALT)を活用した時数の割合は、小学校ほど高く、学校種が上がるにつれて下がる傾向にある。授業時数の40%より多くALTを活用する割合は、小学校では7割以上だが、中学校では約3割、高等学校では約1割に留まる。
- 小・中・高等学校を通じてALTは幅広い活動に活用されているが、授業外での児童生徒との交流や、高等学校におけるパフォーマンステスト等の補助に一層の活用の余地がある。

ALTを授業で活用する時数の割合の分布



以下の活動にALTを活用した学校・学科の割合		小学校	中学校	高等学校
具体的な活用内容	教師とのやり取りを児童生徒に示す/やり取り・発表のモデル提示	98.3%	98.2%	94.0%
	パフォーマンステスト等の補助	87.1%	95.9%	<u>79.4%</u>
	児童生徒のやり取りの相手	98.4%	98.4%	94.0%
	発音のモデル・発音指導	98.3%	97.6%	91.7%
	児童生徒の発言や作文等に対するコメント・フィードバック	87.1%	96.7%	91.2%
	外国語(英語)の授業外での児童生徒との交流	<u>71.3%</u>	<u>78.3%</u>	<u>75.9%</u>

※小・中学校は全学校に占める割合、高等学校は全学科に占める割合。

(出典)

「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について（報告）」への意見

2023年1月23日
全国大学高専教職員組合

日頃の教育の充実に向けたご尽力に敬意を表するとともに、次期教育振興基本計画の策定にあたり、高等教育関係団体として、とりわけ教育研究労働者を代表する全国組合として意見を述べる機会を頂いたことに感謝申し上げます。

中央教育審議会教育振興基本計画部会において1月13日に示された「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について（報告）」（以下「審議経過について」）に対して、以下の通り意見を述べます。今後の審議でご検討頂き、最終答申に反映して頂くようお願い致します。

- 次期教育振興基本計画の策定に向けた意見（2～8 ページ）
- 「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について（報告）」についての具体的な意見と加筆修正の提案（9 ページ以降）

※オンラインヒアリングの際は、上記のうち二つ目の資料を用いる予定でございます。

別添 PDF ファイル：「審議経過について」コメント

（「審議経過について」に具体的な意見と加筆修正の提案をコメントで付したものです。上記二つ目の資料と内容は同じです。）

下記の URL をクリックしてダウンロードしてください。

https://zendaikyo.or.jp/?action=cabinet_action_main_download&block_id=1229&room_id=1&cabinet_id=27&file_id=9977&upload_id=29100

次期教育振興基本計画の策定に向けた意見

1. 総論

「教育振興基本計画」は、2006年12月改定の教育基本法の理念を具体化し、教育立国の実現に向けて、「教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」（同法第17条）に策定される重要な基本計画です。

私どもは、これまで「第2期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方」に対する「意見書」（2012年2月17日）、「第3期教育振興基本計画策定に向けた基本的な考え方」に対する「パブリックコメント」（2017年3月5日）並びに「意見書」（2017年10月17日）を提出し、①大学等の教育研究発展のためには大学の経営基盤強化に向けた公的財政負担増大や大学自治を尊重した大学改革こそが欠かせない、②教育を受ける権利を保障するための「高等教育を漸進的に無償化」する道筋を明確にする、③高等教育機関の役割を狭義のイノベーションへの貢献に過度に偏って規定し、その貢献度を基準に資源配分を行うことは、基礎科学や人文社会科学の軽視を招き、学術研究の総合的発展を阻害する。自由な発想に基づく研究の促進が重要である、④教育研究を担う大学教職員の「身分の安定性」などの労働条件の保障が質の高い教育研究推進の基盤である等の意見を述べてきました。残念ながら、これらの意見は各期の教育振興基本計画に反映されたとはいえませんが、現在の高等教育と学術の危機的状況を鑑みると、私どもの意見の重要性はますます増していると考えます。

教育基本法は、第7条で「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」（下線部新設）とされ、教育研究成果の社会貢献度を重視した大学改革がこれまでの「教育振興基本計画」で取り組まれてきました。その根幹をなす政策が、国立大学法人化に伴う中期目標・中期計画の策定とその評価に基づく運営費交付金等の「メリハリのある配分」強化であり、大学のガバナンス機能と教学マネジメントの強化や教育の質保証に向けた大学評価、イノベーションに貢献する人材育成や卓越した研究拠点の形成、研究成果の社会貢献を示すものとしての外部資金の獲得推進等でした。しかしこれらの大学の社会貢献を重視する政策は、第7条2項「大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない」の形骸化を招き、その結果として「学術の中心として」の大学の機能低下を招いてきたのではないのでしょうか。「学問の自由の基礎にあるのは、社会的な有用性や政治的な実用性といった観念から自由な学問こそが、学問に与えられた諸任務をもっともよく実現しうる」（ドイツ連邦憲法裁判所第1法定決定、2014年6

月 24 日) という前回の私たちの指摘を改めて強調したいと考えます。教育基本法第 2 条の目標の前提としての「学問の自由を尊重」することの重要性を、第 4 期の教育振興基本計画策定に向けて再確認する必要があると考えます。

大学が「学術の中心として・・深く真理を探究して新たな知見を創造」していくことこそが「社会の発展に寄与」することの大前提ですが、社会への寄与度の計量的評価に基づく競争的資金配分が「角を矯めて牛を殺す」ごとく大学の基礎研究力の衰退を招いている現実を直視することが次期教育振興基本計画策定において求められていると考えます。大学が高度化し多様化する国際的な学術研究の発展の中で求められる機能を発揮するためには、目標と計画の裏付けとなる財政的支援が不可欠であり、そしてその教育研究を担う教職員の安定した労働環境の保証こそが重要ですが、残念ながらこれまでの教育振興基本計画では有効な対応策が講じられてこなかったと私たちは評価しています。

文科省「科学技術指標」等が示す、わが国の学術の厳しい現実を招いたものは何かの根源的な分析と反省抜きの次期教育振興基本計画にならないことを祈りつつ、以下高等教育に関して各論の意見を述べさせていただきます。

2. 「審議経過について」の重要な論点に対する意見

(1) 学術の中心としての高等教育機関の発展に関して

「第 1 期教育振興基本計画」(平成 20 年 7 月 1 日閣議決定)では、「教育立国」を目指した施策の「基本的方向 3」で「教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える」ことが示され、「社会の信頼に応える学士過程教育等を実現」の他、「世界最高水準の卓越した教育研究拠点の形成」など 6 項目の具体的な施策が掲げられました。これは教育基本法の第 7 条で新たに設けられた理念の実現を目指した施策でした。これ以降、一貫して教育研究の社会的貢献の強化と、その評価に基づいた予算配分等の施策が進められてきましたが、現実には「世界最高水準の卓越した教育研究拠点の形成」は実現せず、高等教育の危機は広く認識されるに至っています。なぜこれまでの基本計画が実効性を発揮できなかったのかの真摯な分析検討が、今回の「審議経過について」ではなされておらず、学術の中心としての高等教育機関の発展に向けた施策が総合的にかつ計画的に示されていないのではないのでしょうか。

例えば「第 3 期教育振興基本計画」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)においては、教育政策として 20 目標が掲げられ、高等教育関係としては、「目標 4 問題発見・解決能力の修得」、「目標 7 グローバルに活躍する人材の育成」、「目標 8 大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成」に加えて「目標 20 教育研究の基

盤強化に向けた高等教育のシステム改革」等がありました。一方、今回の「審議経過について」では「今後5年間の教育政策の目標」として16目標に集約され、高等教育に焦点を当てた独自の目標化はされていません。それぞれの目標に高等教育関連の内容が盛り込まれていますが、これ自体は高等教育に焦点を当てた総合的な計画性を後退させている印象を与えます。とりわけ教育研究の基盤強化に向けた政策が独自目標として消えることは、国立大学法人化以降の運営費交付金の実質削減によって基盤的経費不足が深刻化し、大学の研究力の後退を招いている現実において大きな後退です。「第1期教育振興基本計画」（平成20年7月1日閣議決定）の「目指すべき教育投資の方向性」（第2章の（2））以来、教育振興計画の財政的根拠をどう確保するか、とりわけ公的支援をどう強化するかが「教育投資のあり方」として議論されてきたにもかかわらず、2022年12月12日の第11回計画部会で示された「審議経過について」では、高等教育への公的支援の国際水準における劣位や教育負担の重さの現実認識と、それをどう改善していくかの課題明示などへの記述がなされていなかったことは問題です。

2023年1月13日の第12回計画部会で示された「審議経過について」では「（2）教育の投資の在り方」が追加されましたが、それは「人への投資を通じた『成長と分配の好循環』を生み出すためにも」（27頁）とあるように経済的価値を生み出すことが教育の目的であるかのようであり、教育基本法の教育の目的から乖離しているのではと懸念します。

教育に必要な経費支出を「投資」で一括りすることは、投資に対する成果の評価を当然のこととし、その成果の計量的評価に基づく投資の競争的配分というロジックに帰結しますが、このことが公共財としての教育を支える公的財政負担の責任を曖昧化し、一種の市場原理にさらされた高等教育とそれを支える研究の衰退を招いていないでしょうか。現状の高等教育機関の危機的状況を直視する時、改めて「教育投資の在り方」の根本的再考が求められていると考えます。

（2）「教育をめぐる現状と課題」の認識について

高等教育段階において、大学の認証評価のための法改正、全学的な教学マネジメントや質保証システムの確立、大学設置基準の改正等、学習者本位の教育への転換に向けた取組がなされたという記述はされていますが、その成果や課題などの評価分析が示されていません（3頁）。また、大学教育を支える研究の現状についての認識が示されておらず「高等教育をめぐる現状と課題」の客観的な提示になっていません。例えば、高等教育を支える国立大学法人や各研究機関は、財政難の中で非常勤教職員への依存を高め、かつ「雇止め」による職務や研究の中断を余儀なくされる事態が深刻化し、研究力後退

の一因となっていますが、これらの問題について「審議経過について」では触れられていません。これでは建設的な意味のある「今後の教育政策に関する基本的な方針」を策定する前提が担保されないのではないかと考えます。

なぜいま「ウェルビーイング」が重視され、「5つの基本的な方針」の内容につながっていくのかの連関が不明であり、産業界のための人材の育成が最優先される内容となっています。教員自身のウェルビーイングも必要であるとの指摘がありますが、高等教育を支える大学等の教職員の「ウェルビーイング」が必要であり、その実現のための労働と研究の環境改善が必要であり、こうした点についてさらに議論を深めることが必要と考えます。

(3) 「教育基本法」が定める教育の目標の理念からの乖離拡大

「成長分野における人材養成へのシフトを機動的に進めていく必要がある」（10頁）ゆえの「総合知」の重要性であり、大学における「文理横断・文理融合教育の推進」、「理数系分野におけるジェンダーギャップの解消」の推進が強調されています。しかし教育はそれぞれの人間の個性に基づく能力や可能性を育てることが基本であり、理系学生比率の上昇など数値目標を掲げる個々の個性を無視したような理系への誘導は本末転倒です。「多様な能力と才能を生かす教育」と「画一的な教育」とは相反することを認識すべきと考えます。（12頁）

イノベーション創出に向けた人材養成への傾斜が一層強まっており（目標5 イノベーションを担う人材養成 38頁）、そのための大学改革が強力に推進される内容となっています（大学院教育改革がこの部分に）。「優秀な若者が博士後期課程を志す環境を実現する」とされていますが、任期研究者の雇止めが生じている現実を直視した方針が必要と考えます。

(4) 「基本目標5 計画の実効性確保のための基盤整備・対話」について

計画の実効性を担保するのは財政的裏付けですが、大学については「経営基盤の確立」が挙げられるのみとなっており、これまでの計画で指摘されてきた公的支援の拡充の必要性が後退しているように思います。例えば、「教育研究の質向上に向けた基盤の確立」（65頁）では、「大学等の経営力の強化等に係る必要な施策を講じる」とする一方で「国立大学法人運営交付金や私学助成などを確実に助成するとともに、改革に取り組む大学への重点支援を行う」とされています。しかし国立大学法人が高度化する学術の水準を維持するに必要な基盤的経費が「確実に助成」されてこなかったことが現実であり、この現実を看過したままでの「経営力の強化」は人件費の削減と雇用の不安定化を通じて

教育研究環境の悪化を招いてきたのが現実だと考えます。「確実に措置する」という表現では、大学がますます高度化多様化する学術の発展のなかで国際水準の教育研究を維持するための基盤的経費を十分に保証するものとは言えず、「大学が必要とする基盤的経費を十分に保証する」等の表現とするべきと考えます。

また「教員の多様性の確保、大学のミッションに応じた教員評価、TA・RAの活用、教職協働の推進、教育研究の時間を生み出す組織マネジメントの確立・推進等」(22頁)が挙げられています、これでは教職員の多忙化による研究時間の減少の改善には不十分と考えます。

(5) 教育を受ける権利の保障について

「教育基本法」第4条は「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない」とあるように、経済的条件等によって教育を受ける機会を失うことはあってはならず、これまでの「教育振興基本計画」でもその保障に向けて取り組みがなされてきたところです。

「審議経過について」でも「高等学校等就学支援金の充実、高等教育修学支援新制度の導入が実施された。これにより、経済的に困難な世帯の子供の大学進学率が向上するとともに、経済的な理由による大学等中退者・高校中退者の減少がもたらされた」とされています。しかし修学支援制度は中間層の学費減免制度の後退を伴う低所得者層への支援策であり、高学費という根本的な問題解決を抜きにした理系等重視の中間層支援拡大は教育基本法の理念に照らしても極めて不十分です。高等教育無償化に向けた計画こそが示されるべきと考えます。

また「給付型奨学金と授業料減免をあわせて行う高等教育の修学支援新制度について対象を多子世帯や理工農系の学生の間層に拡大するとともに、減額返還制度を見直すほか、大学院において在学中は授業料を徴収せず卒業後の所得に応じて納付を可能とする新たな仕組みを創設するなど、高等教育における経済的支援の充実を図る」とされていることは評価されますが、それはあくまで教育を受ける権利を保障する、学問領域に限定されない全ての学生を対象とした学費無償化や給付型奨学金の実現に向けた一里塚であることを明確にすべきと考えます。

(6) 教職員の労働条件の改善について

小中高における長時間勤務改善を目指した「学校における働き方改革」が取り込まれ「その成果が着実にしつつある」とされていますが、高等教育を担う大学等における教

職員の労働条件の改善が課題とされていません。教員については裁量労働制が中心であるため長時間労働として計量的に把握しにくい面がありますが、人件費削減による教員数減少の一方で、業務の多様化・高度化と増大によって研究時間の減少が顕著となっています。

しかし「審議経過について」では、「大学においては、学修者本位の教育を実現するため、教員の多様性の確保、大学のミッションに応じた教員評価、TA・RAの活用、教職協働の推進、教育研究の時間を生み出す組織マネジメントの確立・推進等が求められる」とされているのみであり、より実効性ある対応策が必要と考えます。

(7) 学生・院生の学修環境の改善

「学生の学びの質・量確保」において、高学費負担の軽減、奨学金制度充実によるバイトの必要性軽減などの学生の学びの環境改善が欠かせません。さらにゼミ等の少人数教育を行う教員の「余裕」確保も重要です。さらに自ら考え課題探求していく学びの発展の評価は単なる授業以外の学習時間の量的評価のみでは行えません。しかし「審議経過について」では「大学等の高等教育機関においては、授業外学修時間の増加などコロナ禍における学修機会の確保の取組の成果が見られる一方、全学的な教学マネジメントの確立に向けた具体的な取組の進展について大学間の差が見られるとともに博士課程進学率が低い傾向が続いており、引き続き、学生の学びの質・量確保に向けた取組が求められる」とされるのみであり、現実を踏まえた、より実効性ある方向性を示す必要があると考えます。

(8) 指標の適切性について

PDCA サイクルにおける評価基準として様々な指標が示されていますが、評価基準として適切な内容になっているのか、さらに他の基準を犠牲にした基準の達成や、基準化されていない部分を犠牲にした基準達成の弊害を防止する仕組みについて、十分に構築する必要があると考えます。2023年1月13日の第12回計画部会で示された「審議経過について」でも短期的に計量的に評価されない、世代規模でしか効果が確認されない教育効果をどう評価するのかの課題が示されていますが、例示されている指標例については再検討が必要な項目が散見されるように考えます。

例①学部入学者数に対する修士入学者数の割合の増加／修士入学者数に対する博士入学者数の割合の増加
修士や博士課程への進学者数が減少しているなか、比率で評価することは妥当でしょうか。

②自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合の増加・大学（学部）の理工系の学生に占める女性の割合の増加

若手比率の指標によって一定年齢超えの非常勤研究員の「雇止め」が発生したとの事例も指摘されていますが、理工系学生の比率の指標化は人文社会科学系学部の理系学部への定員移動を伴う改組を画一的に促進することになりかねません。

③大学における外部資金獲得状況の改善

「大学ファンド」の支援を受ける条件にも外部資金獲得等が盛り込まれていますが、大学全体にもこの指標達成が求められることは外部資金を得にくい人文社会科学系を軽視した大学改革を助長しかねないものであり、バランスの取れた教育の発展を阻害しかねないものと考えます。

「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について（報告）」
についての具体的な意見と加筆修正の提案

全体的なコメント

- ★ 教育が与える価値として「主体性」を打ち出しているが、教育評価の指標を政府側が与えることは、現場の教職員の主体性を尊重していない。現場の教職員に主体性を発揮してもらう方向性も考慮すべきである。そのためには、これまでの「トップダウンによる統治」「政府の与える評価基準による評価」などといった大枠についても再考する余地を残しておくべきである。
- ★ 「将来の予測が困難な時代」と認識している一方で、来るべき将来像として「Society5.0」のみを取り上げている。Society5.0の到来という予測が外れたときのために、教育研究の多様性を維持しておくことの重要性を考慮すべきである。
- ★ 経済界の要望に応える方向での教育の振興という側面が打ち出されているが、それならば応分の協力や負担を経済界に求めるべきである。たとえば博士号取得者の活躍の場を民間企業に広げる、リカレント教育や職業教育の費用について企業からの資金提供を求めるなど。
- ★ 高等教育への修学支援について、「教育未来創造会議」などで理工農系を優先する方針が示されているが、将来的には高等教育の無償化（国際人権 A 規約 13 条 2 項 b、c）を見据えるべきである。

具体的な意見と加筆修正の提案

(赤字は修正意見)

p.4

原文：「社会経済の発展の観点からは、イノベーション人材をはじめとする高度専門人材の不足や労働生産性の低迷が指摘される中、社会人の学び直しが十分に進んでいない状況に対し、リカレント教育、とりわけリスクリングの重要性が指摘されている。また、人生 100 年時代において、高齢者を含めた全ての人が豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じそれぞれのニーズに応じて学習することを可能とすることが重要である。」

↓

このあとに、「**大学や大学院での受け入れを促進するための予算措置なども必要である**」などと加筆。

p.4

原文：「大学等の高等教育機関においては、授業外学修時間の増加などコロナ禍における学修機会の確保の取組の成果が見られる一方、全学的な教学マネジメントの確立に向けた具体的な取組の進展について大学間の差が見られるとともに博士課程進学率が低い傾向が続いており、引き続き、学生の学びの質・量確保に向けた取組が求められる。」

↓

「大学等の高等教育機関においては、授業外学修時間の増加などコロナ禍における学修機会の確保の取組の成果が見られる一方、全学的な教学マネジメントの確立に向けた具体的な取組の進展について大学間の差が見られる**ため、学生の学びの質・量確保に向けた取組が求められる。また、博士課程進学率が低い傾向が続いており、博士号取得者のキャリアパスの充実、ロールモデルの提示により進学意欲の向上が求められる。さらに、博士号取得者の民間企業等への就職を促進することも必要である**」などと修正。

p.6

原文：「今後目指すべき未来社会像として、第 6 期科学技術・イノベーション基本計画

において、持続可能性と強靭性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人一人が多様な幸せを実現できる、人間中心の社会としての Society5.0（超スマート社会）が示されている。」

↓

このあとに、「しかし、超スマート社会は、一方で種々の危機に対して脆弱性を持つという側面がある。社会と個人が堅牢な生活基盤を形成する教育もまた必要となっている。将来の予測が困難な時代であるからこそ、Society5.0 以外の未来にも対応できるように、教育研究の多様性を確保しておくことも必要である」などと加筆。

★重要。将来の予測が困難な時代にあって、「Society5.0」以外の未来に備えるための教育研究の多様性の確保が必要。

p.6

原文：「教育政策に関する国内外の動向」

↓

「○日本学術会議も、「我が国の子どもの生育環境の改善にむけて－生育空間の課題と提言 2020」を提言している」という項目を追加。

p.7

原文：「グローバル化や気候変動などの地球環境問題、少子化・人口減少、都市と地方の格差などの社会的課題やロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化の中で、一人一人のウェルビーイングを実現していくためには、この社会を持続的に発展させていく必要がある。」

↓

「グローバル化や気候変動などの地球環境問題、少子化・人口減少、都市と地方の格差などの社会的課題やロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化の中で、**教育**において、一人一人が、**対等な存在として人権を尊重され、それぞれ幸福な人生を追求する基盤を獲得できるようにしていかなければならない。このことがひいては、持続可能な社会の創り手を育てていくこととなる**」などと修正。

p.7~8

原文：「こうした社会の実現に向けては、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、「持続可能な社会の創り手」になること目指すという考え方が重要である。将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていくことが求められる。」

↓

「こうした社会の実現に向けては、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、**豊かな人生を切り開くことで、「持続可能な社会」が実現されるであろう**。将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていくことを**希望する**」などと修正。

p.10

原文：「AI やロボットによる代替が困難である、新しいものを作り出す創造力や他者と協働しチームで問題解決するといった能力を生涯にわたって学びが今後一層求められることが予測され、こうした変化に教育も対応していく必要がある。」

↓

下線部、「**生涯にわたって学び続けることが**」などの誤植と思われる。

p.11

原文：「こうした観点から、大学において文理横断・文理融合教育を推進するとともに、初等中等教育では探究・STEAM 教育を強化し、あわせて理数系分野におけるジェンダーギャップの解消にも取り組むことが求められる。」

↓

このあとに「**さらには、どのような未来が来ても対応できるように教育研究の多様性を確保しておくことも必要である**」などと加筆。

p.11

原文：「令和の日本型学校教育答申において指摘されている「正解（知識）の暗記」、「正解主義」への偏りから脱却し、学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成に向けて「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を行っていくことは、社会の持続的な発展を生み出す人材養成において不可欠である。」

↓

このあとに「**そのためには現場の教師の自主的・自発的な創意工夫を尊重することも必要である**」などと加筆。

p.11

原文：「また、特に大学教育については、大学進学率が50%を超える中で質保証に対する懸念が指摘されていることも踏まえ、」

↓

意見：誰が何を根拠にどのような懸

念を指摘しているのかを明示するべき。また、その懸念が実態に即した妥当なものであるかも検討すべき。現場の感覚では、この20年間で大学教育は大幅に改善している。

p.14～15

原文：「そのためには、学修歴や学修成果の可視化や学ぶ意欲がある人への支援の充実などの環境整備が必要である。」

↓

このあとに「**大学や大学院への社会人の受け入れを促進するための予算措置も必要である**」などと加筆。

p.15

原文：「その際、産学官で対話・連携することが不可欠である。産業界が Society5.0 に

において期待する資質として「主体性」、「チームワーク・リーダーシップ・協調性」、「実行力」、「学び続ける力」、能力として「課題設定・解決能力」、「論理的思考力」、「創造力」が挙げられており、こうした認識を共有しつつ、具体的なスキルアップにつながる教育プログラムを開発・提供していくことが求められる。」

↓

このあとに「**企業には積極的に博士号取得人材を採用することが求められる**」などと加筆。

★重要。博士号取得者の活躍の場を民間企業などにも広げることが今後の日本の研究力向上のために必要。

p.17

原文：「高等教育段階では地域連携プラットフォームや大学等連携推進法人の枠組みを活用することなどにより、学生と地域との協働を進めていくことが求められる。」

↓

下線部削除。

（学生と地域の関係は、大学や研究機関の連携を促進する目的である「地域連携プラットフォーム」や「大学等連携推進法人」とは無関係であるため。）

p.20

原文：「面接授業と遠隔授業を効果的に組み合わせたハイブリッド型教育やデジタルを活用した教育の高度化を図るとともに、データサイエンス等の履修促進などを進めることが求められる。」

↓

「面接授業と遠隔授業を効果的に組み合わせたハイブリッド型教育やデジタルを活用した教育の高度化を図る**際にはデジタル技術へのアクセスの平等に留意しつつ進めるとともに**、データサイエンス等の履修促進などを進めることが求められる。」などと修正。

p.20～21

原文：「これらの取組の推進に当たっては、デジタル社会の正負の側面にも留意しつつ、デジタルリテラシーやサイバーセキュリティの知識を身に付け、自分で考え行動できる力を育むことも求められる。」

↓

このあとに「**また、地域や学校間の格差拡大につながらないように、十分な支援が必要である**」などと加筆。

p.22

原文：「基本的な方針の1～4までの教育政策を推進し、本計画の実効性を確保するためには、経済的・地理的状况によらず子供たちの学びを確保するための支援、指導体制・ICT環境の整備、地方教育行政の充実、安全安心で質の高い教育研究環境の整備、大学の経営基盤の確立、各高等教育機関の機能強化などを図ることが重要である。」

↓

「基本的な方針の1～4までの教育政策を推進し、本計画の実効性を確保するためには、経済的・地理的状况によらず子供たちの学びを確保するための支援、指導体制・ICT環境の整備、地方教育行政の充実、安全安心で質の高い教育研究環境の整備、**大学の運営基盤の確立（国立大学運営費交付金や私学助成金の十分な措置を含む）**、各高等教育機関の機能強化などを図ることが重要である。」

p.22

原文：「今後、教育未来創造会議第一次提言の内容を踏まえ、新たな時代に対応する学びの支援の充実を図ることが求められる。」

↓

「今後、教育未来創造会議第一次提言の内容を踏まえ、**さらには国際人権A規約（13条2項b、c）の理念にのっとり**、新たな時代に対応する学びの支援の充実を図ることが求められる」と加筆。

★重要。中間層への支援を将来にわたって「理工農系」に限定することは避け、長期的には高等教育の無償化の実現を目指すべきである。

p.23

原文：「大学においては、学修者本位の教育を実現していくため、教員の多様性の確保、大学のミッションに応じた教員評価、TA・RA の活用、教職協働の推進、教育研究の時間を生み出す組織マネジメントの確立・推進等が求められる。」

↓

このあと、「一方で、大学は自治的な組織運営が必須であり、個々の教員には教育・研究の活動の時間とともに組織運営に関わるための時間も必要である。そうした時間を生み出すためには、大学教員の増員が可能な財政的裏付けの確立が求められる」などと加筆。

p.25

原文：(教育政策の PDCA サイクルの推進)

↓

この項目に、「○PDCA サイクルの運用にあたっては、計画段階、検証段階において各ステークホルダーとの対話を行い、その結果をサイクルに反映させることが重要である」といった項目を追加。

★重要。日本の大学の研究力低下という現実直面している現在、これまでの施策そのものを反省する仕組みを組み込んでおくべき。

p.25

原文：「各施策を効果的かつ効率的に実施するとともに、教育政策の意義を広く国民に伝え、様々な社会の構成員の参画の促進等を図るためにも、目標の達成状況を客観的に点検し、その結果を対外的にも明らかにするとともに、その後の施策へ反映していくことで実効性のある PDCA サイクルを確立し、十分に機能させる必要がある。」

↓

このあとに「その際、数値目標を立てることが難しいなど、PDCA サイクル以外の検証方法がふさわしい事項については、多様な方法を柔軟に組み合わせるなどして、最適な施策評価とフィードバックを行っていくべきである」などと加筆。

p.25～26

原文：「同時に、不確実性が高く変化の激しい時代においては、複雑かつ困難な社会課題に適時的確に対応することが求められており、政策実施後に状況に応じて柔軟に見直しを行える仕掛けを立案段階で組み込むことが必要である。」

↓

このあとに「また、施策により想定されたアウトカム以外の効果が発生した場合に、その事象を捨象せず、機能的に原因を追究することも一方が必要である」などと加筆。

p.26

原文：「(教育政策の評価・改善段階)」

↓

「○過去から実施されてきている政策についても、同様に政策評価を実施し、必要な場合には果敢に見直しを行っていくことが必要である」という項目を追加。

★重要。日本の大学の研究力低下という現実直面している現在、これまでの施策そのものを反省する仕組みを組み込んでおくべき。

p.27

原文：「人への投資を通じた「成長と分配の好循環」を生み出すためにも、教育への効果的な投資を図る必要がある。」

↓

このあとに「その際、各教育段階における教育現場において教育を担う教職員が生活の不安なく、適切な労働環境で教育に従事できる処遇と環境を整備することもまた重要な「人への投資」と捉えるべきである」などと加筆。

p.27

原文：「その際、教育投資には、国や地方公共団体による公財政支出、家計による負担に加え、様々な形での寄附や、広い意味では、社会関係資本を基盤としたボランティアな

どの人的貢献、企業の教育面における CSR 活動など民間団体等の自発的取り組みなどが含まれることに留意が必要である。」

↓

「国や地方公共団体は、国民が受けることのできる教育の水準維持の責任を有し、公財政支出はその基盤である。そのうえで、様々な形での寄附や、広い意味では、社会関係資本を基盤としたボランティアなどの人的貢献、企業の教育面における CSR 活動など民間団体等の自発的取組なども「教育投資」に含まれると考えることとする」と修正。

p.29

原文：「さらに、高等教育段階においては、令和 6 年度から、給付型奨学金と授業料減免について、必要性の高い多子世帯や理工農系の学生等の中間層へ拡大するとともに、卒業後の所得に応じて奨学金を柔軟に納付できる仕組みを創設することとし、制度設計の検討を踏まえ、必要な制度改正等を行う。」

↓

「さらに、高等教育段階においては、令和 6 年度から、**修学支援新制度の対象者**を中間層へ拡大するとともに、卒業後の所得に応じて奨学金を柔軟に返還できる仕組みを創設することとし、制度設計の検討を踏まえ、必要な制度改正等を行う。**また、国際人権 A 規約（13 条 2 項 b、c）の批准を踏まえ、将来的な高等教育無償化にむけ、制度面・財政面の検討を行う**」と修正。

★重要。中間層への支援を将来にわたって「理工農系」に限定することは避け、長期的には高等教育の無償化の実現を目指すべきである。

p.30

原文：「国立大学法人運営費交付金や私学助成について、大学改革や研究教育の質の向上のため、適切な措置を図りつつ、多元的な財政基盤の確立を進める。」

↓

「国立大学法人運営費交付金や私学助成について、大学改革や教育研究の質の向上のため、**必要な基盤的経費が措置されるよう、適切な財政措置を行う。**また、多元的な財政基盤の確立を進める」などと修正。

★重要。公財政支出の責任を明示すべき。

p.30

原文：「意欲ある大学及び高等専門学校が成長分野への学部転換等の改革に予見可能性をもって踏み切れるよう、新たに創設する基金を活用し、機動的かつ継続的な支援を行う。」

↓

「意欲ある大学及び高等専門学校が**国内外の様々な課題に応え、学術の総合的發展を目指した学部転換等**の改革に予見可能性をもって踏み切れるよう、新たに創設する基金を活用し、機動的かつ継続的な支援を行う。」などと修正。

p.30

原文：「さらに、世界最高水準の研究大学の実現に向け、国際卓越研究大学法に基づき、10兆円規模の大学ファンドを通じて支援を行う。」

↓

このあとに「**大学ファンドによる支援の対象とならない大学についても、教育研究が充実するよう幅広い支援を行う**」などと加筆。

p.36

原文：「大学と企業等とで連携して実施する、企業の課題解決や製品開発等を題材とした授業科目の開設（PBLの実施）を行う大学の割合の増加」

↓

削除

（適切な教育方法は年次、分野等によって異なるので、一概に導入を求めるべきものではないため。）

p.36

原文：「4 学期制を採用する大学の割合の増加」

↓

削除

(4 学期制については弊害も指摘されており、一概に導入を求めるべきものではないため。)

p.44

原文：「外国語教育の充実」

↓

「・世界が多極化する現状に対応するために、英語以外の外国語教育も推進する必要がある。中国語、フランス語、ドイツ語などの主要言語だけでなく、アジアの言語など多様な言語を学べる環境を維持する」などという項目を追加。

p.46

原文：「大学院教育改革」

↓

「・将来の予測が困難な時代であるからこそ、人文社会系など多様な専門分野を維持することが重要である。目先の「成長分野」への過度の傾斜を避け、基礎的な研究分野の支援も行う」という項目を追加。

p.46

原文：「若手研究者・科学技術イノベーションを担う人材育成」

↓

後に指標候補として「生活費相当額（年間 180 万円以上）を受給する博士後期課程学生数の増加」が挙げられているが、それでは少なすぎ、大学院進学のインセンティブとしては弱すぎるので、「・奨学金の給付額を少なくとも 20 代後半の平均所得額（350 万円以上）とすることを目指す」などの項目を追加。

p.46

原文：「第6期科学技術・イノベーション基本計画に基づき、博士後期課程学生の処遇向上とキャリアパスの拡大を図るなど、若手研究者がアカデミアのみならず産業界等の幅広い領域で活躍できるキャリアパスの展望を描けるようにすることで、優秀な若者が博士後期課程を志す環境を実現する。」

↓

このあとに「民間企業等における博士号取得者の採用を促進する」などと加筆。

★重要。博士号取得者の活躍の場を民間企業などにも広げることが今後の日本の研究力向上のために必要。

p.46～47

原文：「これからの時代に求められる成長産業や地域産業を担う専門職業人を育成するため、実践的な職業教育を行う専門職大学及び専門職短期大学並びに大学・短期大学の専門職学科や、高度専門職業人を養成する専門職大学院について、教育の充実を図るための取組を推進する。」

↓

「現時点で成長が見込まれる成長産業や地域産業だけでなく、どのような未来が来ても対応できるように多様な専門職業人を育成するため、実践的な職業教育を行う専門職大学及び専門職短期大学並びに大学・短期大学の専門職学科や、高度専門職業人を養成する専門職大学院について、教育の充実を図るための取組を推進する。」などと修正。

★重要。将来の予測が困難な時代にあって、「Society5.0」以外の未来に備えるための教育研究の多様性の確保が必要。

p.55

原文：「大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実」

↓

「・産業界からのニーズにこたえるリカレント教育の実現のために、産業界からの積極的な資金提供を求める」などの項目を追加。

★重要。リカレント教育の負担を大学等にのみ負わせるのではなく、それによって受益

する財界の資金提供についても加筆すべき。

p.62

原文：「大学 DX の取組として、デジタル技術やマイナンバーカードの活用等により、大学の管理運営業務全般での電子化の取組を進める。」

↓

下線部削除。

(マイナンバーカードの趣旨は行政手続きの簡素化等であり、教育振興を図る本計画の中にその活用が謳われていることには違和感が大きい。)

p.64

原文：「教育研究の質向上に向けた基盤の確立」

↓

「・日本の研究力の低下が叫ばれる状況にあって、これまでの大学改革の基本方針の見直しを行い、不適切な方針や行き過ぎた方針については修正を行う」などの項目を追加。

★重要。日本の大学の研究力低下という現実直面している現在、これまでの施策そのものを反省する仕組みを組み込んでおくべき。

p.64

原文：「学長の優れたリーダーシップによる大学運営の促進、外部理事や実務家教員など外部人材の活用、大学教育に係る情報公開の推進、外部資金導入の増加など、大学等の経営力の強化に係る必要な施策を講じる。」

↓

このあとに「・学長が適切な判断を行えるように、教育研究の現場からのボトムアップの回路を確保する。」「・教育研究の現場の自主性と創造性を最大限発揮させるために、現場に必要な裁量と権限を与える」と追加。

p.64～65

原文：「国立大学法人については、第4期中期目標期間を通じて、それぞれのミッションの実現・加速化に向けた支援を行うとともに、教育研究活動の実績・成果等に基づく配分により改革インセンティブの向上を図る。」

↓

このあとに「**ただし、評価による配分が過度になることの弊害については十分に留意しなくてはならない**」などと加筆。

p.66

原文：「・大学における外部資金獲得状況の改善」

↓

削除

(外部資金獲得を評価項目とした場合、本来的な教育改善ではなく外部資金獲得が自己目的化しがちであるため、指標として掲げることは避けるべきである。)

p.66

原文：「給付型奨学金と授業料減免をあわせて行う高等教育の修学支援新制度について対象を多子世帯や理工農系の学生の間層に拡大するとともに、減額返還制度を見直すほか、大学院において在学中は授業料を徴収せず卒業後の所得に応じて納付を可能とする新たな仕組みを創設するなど、高等教育における経済的支援の充実を図る。」

↓

このあとに、「**国際人権A規約(13条2項b、c)の理念の実現に向けて取り組みを継続する**」などと加筆。

★重要。中間層への支援を将来にわたって「理工農系」に限定することは避け、長期的には高等教育の無償化の実現を目指すべきである。

全教委連第211号
令和5年1月18日

中央教育審議会
教育振興基本計画部会
部会長 様

全国都道府県教育委員会連合会
全国都道府県教育長協議会総合部会主査
愛知県教育委員会教育長 飯田 靖

全国都道府県教育委員協議会会長
東京都教育委員会教育委員 山口 香

「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過に
ついて（報告）」（案）に対する意見について

今回、中央教育審議会において、「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれ
までの審議経過について（報告）」（案）がまとめられたが、地方の教育行政に携
わる者として、ご留意いただきたい事項などを下記のとおり申し述べたい。

記

1 「IV. 今後5年間の教育施策の目標と基本施策」

目標1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成

○ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実

- ・ 「個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実」と「主体的・対話的で深い学び」が別々の項目に記載されているが、令和3年1月の中央教育審議会答申を踏まえ、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」と『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業改善の関係性について明確に記述すべきである。

○ 新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施

- ・ 3つ目の項目として、「特にこれまでのような教師が主体になって行う一斉授業を中心とした教育から、児童生徒が主体になって行う個別最適な学びや協働的な学びによる授業を重視した教育へと教育システムの転換を図る」を記述すべきである。

○ 幼児教育の質の向上

- ・ 幼児教育と小学校教育の接続の改善に向け実施が予定されている大規

模実態調査では、データに基づいた幼児教育の質の保障に関する取組の成果の可視化が図られるよう、継続して成果の検証や測定を行うよう記述すべきである。

○ 高等学校教育改革

- ・ 高等学校と関係機関等の連携協力体制の構築を担う「コーディネーター」の配置促進に向けて、コーディネーターの育成を推進する視点についても記述すべきである。

○ 学校段階間・学校と社会の接続の推進

- ・ 学校段階間の接続とあるが、小中一貫教育と中高の接続、高大接続についての記載のみにとどまっているため、幼小の接続についても記述し、言及すべきである。
- ・ 障害のある児童生徒についても、校種間・進路先の切れ目ない支援が必要であることから、「障害のある児童生徒などについては、個別の教育支援計画を活用し、校種間・進路先との円滑な接続を推進する。」点についても記述すべきである。

目標2 豊かな心の育成

○ 子供の権利利益の擁護

- ・ 令和5年4月に創設されるこども家庭庁がこども政策の司令塔として一元的に取り組むとされていることから、こども家庭庁との連携等についても記述し、言及すべきである。
- ・ こども基本法の基本理念として「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」と規定されていることから、本目標において、こうした点についても記述すべきである。

○ いじめ等への対応、人権教育の推進

- ・ いじめ防止対策として、いじめの積極的な認知、早期の組織的対応等が挙げられているが、いじめの「未然防止」についても言及すべきである。
- ・ 「性的マイノリティ」に関する課題と対応等についても記述すべきである。
- ・ 「いわゆる『ネットいじめ』に関する対策の推進を図る。」とあるが、「ネットいじめ」に限らず、学校管理下でない場所で起きているいじめに係る対策の推進についても記述すべきである。

○ 読書活動の充実

- ・ 一人一台端末の整備をはじめ、電子教科書の導入など ICT 教育が進展する中で、電子書籍などのデジタルを活用した読書推進についても記述すべきである。

- ・ 障害のある児童生徒の読書活動の一層の充実を図るため、特別支援学校における学校図書館の一層の充実や、デジタルを活用し、障害種に応じた読書支援を進める必要があることについても記述すべきである。

○ 青少年の健全育成

- ・ 青少年の情報モラルの育成や、青少年がインターネットの危険性や落とし穴から身を守るだけでなく、デジタル技術の便利さを活かして社会に積極的に関与・参加する姿勢や能力を培う「デジタル・シティズンシップ」教育についても記述すべきである。

目標3 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成

○ 前文

- ・ 東京2020大会の開催に伴うレガシーとして、スポーツに対するプラスの影響や、障害スポーツに関する理解の向上、共生社会の実現に向けた相互理解の促進などについても記述すべきである。

○ 生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化

- ・ 子どもたちの基本的な生活習慣の確立のためには、子育て支援、家庭教育支援、学校教育、医学といった様々な角度からの横断的な連携や、地域ぐるみでの取組の必要性等についても、明確に記述すべきである。

○ 指標候補

- ・ 「1週間の総運動時間（体育授業を除く。）が60分未満の児童生徒の割合」と「卒業後にもスポーツをしたいと「思う」「やや思う」児童生徒の割合」の具体的な目標値が記載されているが、目標値の根拠を明示するかもしくは目標値を削除すべきである。

目標6 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成

○ 前文

- ・ こども基本法の基本理念として「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会（中略）が確保されること」と規定されていることから、前文においてこども基本法の基本理念について記述すべきである。

○ 子供の意見表明

- ・ 自ら声を上げることができない子供もいることから、子供が適切に意見を表明するための支援についても記述すべきである。

○ 消費者教育の推進

- ・ 高等学校においては、在学中に成年年齢を迎える生徒もいることから、実生活に即した学習の重要性を示すべきである。また、消費生活センターなどの外部機関と連携する重要性についても記述すべきである。

○ 指標候補

- ・ 「こども基本法」の基本理念を踏まえ、子供の意見表明を踏まえた取組

の実施状況についても、指標としてすべきである。

目標7 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂

○ 特別支援教育の推進

- ・ 通常の学級における、教育上特別な支援を必要とする児童生徒への指導・支援も重要であることから、「通常の学級においても、発達障害を含む障害のある児童生徒が在籍している可能性があることを前提とし、指導においては、障害種別の指導だけでなく、各教科の学びの過程における困難さに対する指導の工夫等についても理解を深める取組を推進する。」を記述すべきである。
- ・ 学校で医療的ケアを行う看護職員（看護師）については、人材不足が課題となっていることから、配置の促進以前にその確保や育成についての対策を記述すべきである。
- ・ 特別支援学校の教室不足に対応するため、未活用の国有地についても積極的に活用していく方向性を明確に記述すべきである。

○ 特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援

- ・ 「特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援」と目標5の項目に記載されている「優れた才能・個性を伸ばす教育の推進」の違いについて、明確な整理を図るべきである。

目標8 生涯学び、活躍できる環境整備

○ 高齢者の生涯学習の推進

- ・ タイトルに「高齢者の生涯学習の推進」あるが、生涯学習は全世代を対象にするものであり、年代を限定するものではないため、「生涯学習推進」に変更すべきである。

目標9 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

○ 家庭教育支援の充実

- ・ 「訪問型家庭教育支援」との記述があるが、切れ目ない支援の方向性を明確にするため、「保護者に寄り添い届けるアウトリーチ型の家庭教育支援」との記述に変更すべきである。

○ 部活動の地域移行や地域クラブ活動への移行

- ・ 「スポーツ・文化芸術団体との連携」にも同様の記述があるため、統合するか、関係性を明確化すべきである。

目標10 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進

○ 社会教育施設の機能強化

- ・ 地域のコミュニティ拠点として、公民館のみを特記するのではなく、公民館類似施設を含めた記述として、公民館類似施設も含む機能強化へつなげるべきである。

○ 地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携

- ・ 地域コミュニティの基盤強化の重要性を前提とする上で、具体的な地域課題についても記述すべきである。
- ・ 地域課題の解決に向けた関連施設との連携についても、具体的に記述すべきである。

目標 1 1 教育DXの推進・デジタル人材の育成

○ 1人1台端末の活用

- ・ 対面指導と遠隔・オンライン教育は「二項対立」の関係には立たないことに留意しつつ、両者を最適な組み合わせで実施することの重要性について、明確に記述すべきである。
- ・ GIGAスクール構想の推進に向けた機器整備は大きく進んだものの、ICT支援員の配置は十分には進んでいない。各自治体とも財源の確保が困難であるため、引き続き地方財政措置などの必要な措置を講ずることを明確に記述すべきである。

○ 児童生徒の情報活用能力の育成

- ・ デジタル・シティズンシップ教育に関する内容についても明確に記述すべきである。

○ 教師の指導力向上

- ・ 「プログラミング教育必修化に対応した研修」について、「プログラミング教育の充実に向けた研修」と記述すべきである。
- ・
- ・ 高等学校教科「情報」の授業の質の向上を図るため、高い専門性を有した外部人材の活用や、教科「情報」の免許所持教員の指導力向上の必要性についても記述すべきである。

○ 校務DXの推進

- ・ 「教職員が場所を選ばず校務を処理できる環境の普及」については、学校外等の勤務時間の把握が難しい環境での業務推奨を想起させる恐れがあるため、教職員が場所を選ばず校務を処理することが長時間勤務につながるような具体的な仕組みの導入についても記述すべきである。
- ・ 一方、教職員が場所を選ばず校務を処理できる環境については、文部科学省の教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインでも新たに示された手法であり、各自治体での実現が望まれる。実現にあたっては、校務系ネットワークやシステムについて各自治体の実情に応じて大幅な見直しが必要と考えられるが、各自治体では財源の確保が困難であるため、

財政措置などの必要な措置を国が講ずることを明確に記述すべきである。

目標 1 2 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化

○ 学校における働き方改革の更なる推進

- ・ 学校における働き方改革の更なる推進に向けては、学校以外で担うべき業務や必ずしも教師が担う必要のない業務について、保護者や地域ボランティア等の活用を一層推進することが必要である。そのため、学校における働き方改革について、保護者や地域等に対する理解増進のための啓発等についても記述すべきである。

○ 教師の資質能力の向上

- ・ 教員不足や教員採用倍率低下の要因の一つに、「教員の労働環境がいわゆるブラックである」というイメージが強調されていることが挙げられる。教育委員会では学校における働き方改革に取り組み、教員の労働環境は着実に改善しつつあることから、国において教員の労働環境を改善する取組や勤務実態の改善状況を積極的に発信し、教員という職についてより適切に理解されるよう取り組む旨を記述すべきである。

○ ICT環境の充実

- ・ 「1人1台端末の持続的な活用やネットワーク環境等の更なる改善に取り組み」とあるが、こうした改善について必要な財源について、国の責任において財政措置を講じる旨を明確に記述すべきである。
- ・ 「端末の更新に向けた検討を進める」ことについて、教育委員会における議論が本格化する前の「適切な時期に」国の方針を明確に示すことを記述すべきである。
- ・ ICT支援員も含めた生徒・教員へのサポート体制及びICT機器の更新に係る地方自治体への支援・財政措置等について明確に記述すべきである。

○ 地方教育行政の充実

- ・ 自治体が参酌する計画である以上、『令和の日本型学校教育』を推進する地方教育行政の充実に向けた調査研究協力者会議において議論されている「教育委員会の機能強化・活性化」の視点についても記述すべきである。

目標 1 3 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保

○ へき地や過疎地域における学びの支援

- ・ 離島やへき地、過疎地域に立地する高等学校は持続的な地方創生の核としての機能を有しており、「地域の子どもを地域で育てる」気運を地域と高等学校が一体となって醸成していく必要がある。このため、こうした高等学校について、地域をフィールドとした教育環境を生かし、実践的な教育活動を通し、自分の可能性を発見することのできる高等学校としての魅

力化を図る必要がある旨を記述すべきである。

目標 1 4 NPO・企業・地域団体等との連携・協働

○ 企業との連携

- ・ 地域の企業による学校教育や家庭教育への支援は、キャリア教育の推進や子どもたちの職業意識の高揚に効果的であることから、未来を担う子どもたちのこれからの教育において、地域の企業との連携が不可欠である点をより強調した記述とすべきである。
- ・ 「地域や企業と学校が」の表記については、より正確な表現として「地域や企業と学校等が」に変更すべきである。

目標 1 5 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保

○ 学校における教材等の充実

- ・ 障害のある児童生徒などの多様な教育ニーズを踏まえ、LLブック（ふりがなや絵文字、大きな絵や写真、短い文章を使った優しく読みやすい本）や、マルチメディアデジタル図書（音声と一緒に、文字や画像が表示されるデジタル図書）等のバリアフリー図書を含めた図書の整備についても記述すべきである。

◆「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について（報告）（案）に対する意見等

II 今後の教育政策に関する基本的な方針

（日本社会に根ざしたウェルビーイングの向上・日本初の概念整理）

- 獲得的幸福と協調的幸福とのバランスを取り入れた日本初のウェルビーイングの実現、日本社会に根ざしたウェルビーイングの構成要素についての考え方は適切であると考え。また、実現に向けては、誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す学びを、まずは学校教育において日常的教育活動に取り入れていく必要があることも理解でき、コンセプトとしては妥当と考える。
- 「我が国においては人とのつながりや思いやり、利他性、社会貢献意識などを重視する協調的な幸福感がウェルビーイングにとって重要な意味を有しており、獲得的幸福と協調的幸福とのバランスを取り入れた日本発のウェルビーイングの実現を目指すことが求められる。」という部分に強く共感する。小中学校の教育は、正にこの部分を大切にしてきたし、これからも協調的幸福の部分に重きをおくべきと考えるので、この部分の表現には大いに賛成である。
- 日本社会に根ざしたウェルビーイングの構成要素として「幸福感（現在と将来、自分と周りの他者）」、「学校や地域でのつながり」、「協働性」、「多様性への理解」、「社会貢献意識」、「自己肯定感」、「自己実現」などがあるが、特に学校が力を注いできたのは「自己肯定感」「自己実現」であり、学校は支援しやすい環境にある。この部分に重点を置いて様々な実践を展開していくことが重要であると考え。
- 子供たちのウェルビーイングを高めるために、「教師のウェルビーイングを確保することが不可欠」「学校が教師のウェルビーイングを高めることが重要」とあるが、『教師の心理的安全性や精神的なゆとりが保たれるよう教員定数の見直しなど、教師を支える労働環境の整備が一層図られるべき』という強い表現が求められる部分であると考え。教育振興基本計画として、もう一步踏み込まなければ単なるお題目となることが危惧される。
- 学校が多くのことを抱え込んでいる状況では、示した方向性を実現することはできない。社会全体で、一体感のある施策が必要である。

① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

- 学校現場では、予測困難な時代において必要とされる、新しいものを作り出す創造力や他者と協働しチームで問題解決する能力を育むために、ICTを効果的に活用した「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善に、日々努めている。さらに、SDGsの実現に向けて、「持続可能な開発のための教育（ESD）」にも力を注ぎ始めたところである。
- SDGsの基盤はジェンダー平等であり（ジェンダー主流化）、日本社会は国際的に遅れている。学校教育において、その礎を築くことも大切な役割である。そのため、このような視点も欲しい。
- コロナ禍で途絶えがちな、地域や産学官との連携や職場体験等の体験学習については、グローバルな人材育成には必須であると考え。部活動の地域移行への対応を含め、学校と外部をつなぐ機能の大切さは大いに感じる点である。
- 「学校と産業界が一体となって人材育成に取り組むことが一層重要」という点について大いに賛成である。また、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等についての記載があるが、特に中学校の場合には、地域と協働する上でキャリア教育が有効と考える。

② 誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

- 多様性、公平・公正、包摂性は、大切なキーワード。内容は理解できるし、学校現場もこの方向で改革が進んできている。しかしながら、学校運営上、受け止めきれない「多様性」等に苦勞している現実がある。示された「目指す方向性」について、保護者（全国民）への周知と理念の共有が大切である。
- 「体験活動」については、様々な体験から繰り返し学ぶ機会を充実することが重要と考える。その際、「育てる」視点で地域とも連携をし、場合によっては任せて進めていくことも必要と思われる。そうした意識の醸成が待たれるし、学校現場も「自前主義からの脱却」を更に進めなければならない。

③ 地域や家庭で共に学び支えあう社会の実現に向けた教育の推進

- 学校運営協議会の委員選出に苦慮している地域があるなど、実務的な困難さはあるが、コミュニティ・スクールを一層推進するなどして、今後の教育の基本方針を共通理解することは必要なことである。
- 社会教育の担当者の育成は大切な視点である。社会教育主事が活躍する場面が減少していることもあるが、社会教育の場面で現代的な課題やニーズに対応していくことが求められていると考える。
- 「子供や若者、社会人、高齢者など、年齢を問わず学び続け、生涯学習を通じて自らの向上や地域や社会への貢献の意欲を持ち、当事者となる人を尊重する社会」という記載のとおりである。小中学校に通う時期の子供たちが、そのような思いで生きている大人に触れる機会を増やし、「自分もいつかはそうあるべき」という思いの醸成につなげたい。

④ 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

- 「第2段階のデジタルイゼーションは、サービスや業務プロセスをデジタル化すること」とあり、「全国すべての学校で第1段階から第2段階への着実に進めることが適当である」のであれば、学校現場へのより一層の支援をお願いしたい。
- コロナ禍で教育環境が激変する中、オンライン教育や教育データの活用などについて明記することは、今後ますます、学校における「学びのあり方が大きく変容する」ことを多くの教育関係者に意識させることになる。特に、学校現場における教育データの利活用については、力を注いでいく必要があると感じる。

⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

- 人材の確保と育成が必須の条件である。地域毎に課題は違うことから、「差」の生じない対策が必要。学校現場では、「人材育成」を学校運営の柱に据えて、日々の教育の充実に向かっていく。学校の職場環境を改革するため、働き方改革の継続した推進や指導体制（チーム学校）整備のための制度などの充実など、法的な対応を明確に示すことが必要である。（教員の定数、主任手当、時間外勤務手当、部活動改革 等）
- 地方では、少子高齢化による社会構造等の変化が大きな問題となっている。少子化・人口減少の中での教育のあり方、人材育成のあり方を強く表していただきたい。
- 本年度の勤務実態調査の結果から得られた課題への対応や処遇改善などを、教員一人一人の目に見える形、実感できる形で示すことが必要である。
- 教師用デジタル教科書（英語、理科、社会）を導入し、教師のスキルアップを図りながら有効に活用して、教育効果はとて大きい。本来は、全ての教科で揃えたいが予算措置が困難な状況にある。学校における働き方改革に取り組む上で、DXの推進は不可欠である。しかし、そこにたどり着くまでの専門的な知識や技術をもつ職員の不足や最適化された環境整備には程遠いものがあり課題である。
- 「教育の当事者である子供からの意見を聴くことも必要である」という部分、難しさもあると思うが大切な視点である。子供自身が自分ごととして捉えることが、そうした大人に成長する一歩と考える。子供の意見を取り入れた計画となってほしい。

◆ 「次期教育振興基本計画の指標例（案）」に対する意見等

【目標1】 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成

- 基本施策（案）にある「個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実」「主体的・対話的で深い学び」について、現在、各学校では重点的に取り組んでいる状況にある。これらについて、何らかの指標を設定することはできないか。

【目標2】 豊かな心の育成

- 「いじめはどんな理由があってもいけないことである」と考える児童生徒の割合の増加」として、子供たちの意識についての指標は有効である。

【目標4】 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂

- 「困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童生徒の割合の増加」とあるが、学校現場では相談できる対象を「先生や学校にいる大人」に限定せず、「身近な大人」も含めて指導している実態がある。

【目標9】 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を掲げる以上、各自治体がコミュニティ・スクールの更なる導入に繋がる指標を設定すべきであるとする。

- 基本施策にある「部活動の地域移行」は、学校・家庭・地域の連携・協働に繋がるものであるとともに、これまで曖昧であった中学校における教師の働き方にも直結するものである。そのため、スポーツ庁が設定している「3年間の改革推進期間」に合わせた指標を設定すべきであるとする。

【目標12】 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

- 今後の教育政策が着実に実施されるには、学校における働き方改革の更なる推進は必須条件である。学校の努力だけでは限界がある中、各自治体の取組を一層推進するような指標の設定と公表方法の工夫が必要とする。また、教師不足が深刻化していることから、「教員採用選考試験における優れた人材を確保するための取組状況の改善」という指標の設定に期待したい。

次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について（報告）（素案）
に関する意見書

I. 我が国の教育をめぐる現状と課題

(1) 教育の普遍的な使命

○素案にあるように、「教育振興基本計画は、「不易」を普遍的な使命としつつ、社会や時代の「流行」の中で、我が国の教育という船の羅針盤となるもの」という位置付けの下、検討・整理したことは有意義なことである。

○「不易流行の元にある教育の本質的価値」とあるが「本質的価値」とは何か、明示できれば、より本基本計画の目指すべき方向が明確化すると考えるが、いかがか。

(2) 第3期計画期間中の成果と課題

○教育の目的や理念を具体化する施策を総合的、体系的に位置付けて取組を進めてきたことは価値があった。

○素案にもあるように「近年の大量退職等に伴う採用者数の増加や既卒の受験者数の減少、産休・育休取得者や特別支援学級の増加等が要因となり、採用倍率の低下や教師不足といった課題」は、喫緊の課題であり、特に小学校において顕著である。本基本計画の中で、この課題解決につながる内容を盛り込みたい。

(3) 社会の現状や変化への対応

○素案にあるように「2040年以降の社会を見据えたとき、現時点で予測される社会の課題や変化に対応して人材を育成するという視点と、予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していくという視点の双方が必要」との指摘は、今後の教育の在り方を考える上で極めて重要である。

○「持続可能な社会の創り手」という目指すべき姿に向けた具体策が述べられるとなおよい。

II. 今後の教育施策に関する基本的な方針

○総括的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げていることはよい。

○「ウェルビーイング」についての概念規定の記述が重要である。丁寧に説明しようとしているが、より一層簡潔明瞭な表現や説明を求めたい。特に、「日本社会に根差したウェルビーイング」とは何か、簡潔明瞭な表現や説明をお願いしたい。

(5つの基本的な方針)

① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

○「学び続ける人材」というキーセンテンスは分かりやすくよい。

○「新しいものを作り出す」は、「創り出す」の方がよい。

○「なお、校則の策定や見直しの過程で児童生徒が関与することについて」を一例として挙げた意図は何か、特になくともよいかと考えるが、いかがか。

○用語について「専門知」「総合知」等概念規定や補足が必要かと考える。やや難しい用語が並んでいる印象がある。

○「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善「学習者を主体として、他者との協働や課題解決型学習などを通じ、深い学びを体験し、自ら思考することを重視する考え方」は重要である。

- 遠隔・オンラインとリアルを組み合わせたプログラムの展開は重要であり、推進してほしい。
- ESD（持続可能な開発のための教育）の具体策が求められる。
- 今後、一人一人の子供たちの多様な才能をどのように伸ばしていくかという議論をさらに進めていくことは重要である。

② 誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

- 素案にあるように「これまでの同一年齢で同一内容を学習することを前提とした教育の在り方に過度にとらわれず、日本型学校教育の優れた蓄積も生かして、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実していくことも重要」と考えるが、その実現のためには、評価等も含め、具体策を構築していくことが求められる。
- 第3期計画期間中に飛躍的に整備されたICT環境を効果的に活用していくことは重要であり、現在「積極的活用から効果的活用へ」指導の工夫がされている。

③ 地域や家庭で共に学び合う社会の実現に向けた教育の推進

- 「社会教育の充実による地域の教育力の向上や地域コミュニティの基盤強化を図ること」は、学校・家庭・地域が一体となった教育において、ますます重要である。

④ 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

- 素案にあるように「ICTを活用することは特別のことではなく「日常化」するなど、デジタル化を更に推進していくことが不可欠」であり、そのために、3段階の見通しを踏まえ、より具体的に道筋を明示していくことが求められる。
- 教師の専門性と指導力の向上が喫緊の課題である。効果的かつ継続的な研修の構築が求められる。
- コロナ禍において、デジタルの活用とリアル（対面）活動の重要性は、極めて顕著である。直接的なかわりができない経験からリアル（対面）活動の価値を改めて認識している。この貴重な経験を生かし、子供たちにとって学びの教育効果を最大限に発揮できるよう具体的な活用方法を構築していくことが求められる。

⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

- 素案にもあるように「次期教育振興基本計画の実効性確保のためには、教師の人材確保が不可欠であり、学校における働き方の更なる推進とあわせて、指導体制の整備等を通じ、教職の魅力の向上を図る必要」がある。特に、教師不足の問題は極めて喫緊の課題であり、あらゆる策を講じて早急に解決していかなければならない。このことについて、本基本計画において、どこまで盛り込むのかは検討を要する。
- NPO・企業等多様な担い手との連携・協働の実現のために、素案にもあるように「文部科学省と関係省庁との連携」強化が重要である。
- 素案にあるように「安全・安心で質の高い教育研究環境の確保は重要」である。特に、安全・安心の担保は必要不可欠である。
- 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップは重要な視点であると考えているが、用語として「ステークホルダー」を使用する意図は何か、日本語表記では示せないのか。

Ⅲ. 今後の教育施策の遂行に当たって特に留意すべき事項

Ⅳ. 今後5年間の教育施策の目標と基本施策

目標1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成

- 全国学力・学習状況調査の実施・分析・活用について、CBT化の推進にあたり、子供たちにとって不利益がないよう、様々な実態に応じて、適切な対応をお願いしたい。また、毎年度の悉皆による実施については、今後検討の議論が必要であると考えている。
- キャリア教育・職業教育の充実は重要なことであると考えているが、「キャリア・パスポート」について、実効性のある活用を考えていく必要があり、検討の余地がある。

目標2 豊かな心の育成

○いじめ等への対応・人権教育の推進は極めて重要であり、喫緊の課題である。さらに重点化していく必要があると考える。

目標 4 グローバル社会における人材育成

○外国語教育の充実重要である。特に、専科教師・外国語指導助手（ALT）配置等の学校指導体制の格差は喫緊の課題であり、具体的な策を講じることを求めたい。

目標 7 多様な教育ニーズの対応と社会的包摂

○特別支援教育の推進は極めて重要である。全ての教師が専門性の向上を図ることができよう、具体的な策を講じることを求めたい。

○不登校児童生徒への支援の推進は喫緊の課題であり、具体的な環境整備の策を求めたい。

目標 1 1 教育 DX の推進・デジタル人材の育成

○一人一台端末の活用にあたり、特に ICT 支援員の配置の充実重要だが、地域間格差が大きい。格差を解消する具体的な策を講じることを求めたい。

○教師の指導力向上は喫緊の課題であり、全ての教師に一定以上の指導力を定着させる具体的な策を講じることを求めたい。

目標 1 2 指導体制・ICT 環境の整備、教育研究基盤の強化

○指導体制の整備は喫緊の課題であり、定数改善等より一層の人的措置を求めたい。

○学校における働き方改革の更なる推進は喫緊の課題であり、素案にもあるように、学校における働き方改革の様々な取組と成果等を踏まえつつ、給特法等の法制的な枠組みを含め、教師の処遇の在り方を抜本的に検討することを求めたい。

<全体的に>

○次期教育振興基本計画は、これからの教育の在り方の方向性を示す、正に羅針盤として重要な計画であると認識している。計画策定を目指し、様々な視点から審議を重ね、素案をまとめられたことに心より敬意を表する。

○全ての教員一人一人が本基本計画を読み込み、日頃の指導に生かせる羅針盤となり、実効性のある活用される計画となるために、簡潔明瞭で分かりやすい用語や表現をより一層工夫していただけるとありがたい。概念規定や説明が必要な用語は、注釈をお願いしたい。加えて、保護者や教育関係者以外でも分かりやすく、理解しやすい基本計画を世に示すことができるとよいと考える。

○教師不足は喫緊の課題である。教員の「働き方改革」の視点から、教師がやりがいをもって働けることができる環境の整備や教職の魅力を高め、志ある優れた人材が教師を目指すための支援、その他優れた教師の確保につながるような基本計画になることを期待したい。そのためには、処遇の改善、人的措置の拡大、授業時数の削減、今後議論が始まるであろう次期学習指導要領の改訂に向けて示唆に富む方向性を示すことができればよいと考える。

○教育 DX の推進は喫緊の課題である。タブレット端末一人一台の整備が整った現在、積極的活用から効果的活用が求められている。より具体的な策の構築が求められており、本基本計画に盛り込みたい。また、中長期的な視点で、タブレット端末の買い換え等も含め国が全面的に予算計上をしていただけるとありがたい。

○家庭との連携を考えていく上で、家庭の役割と責任を明確に示していくことは重要であると考えている。「家庭教育への支援」等の言葉もあるが、教育の基盤である家庭が何をすべきか明確に示すべきと考える。何でも学校や行政が担うという風潮を変えていく必要を強く感じている。

○今後5年間の教育政策の目標と基本施策の【基本施策】及び【指標候補】について、さらに精査できるとよい。目標によってややばらつきがある。また、到達目標や数値目標があると具体的に分かりやすい。

令和5年1月23日
全国国公立幼稚園・こども園長会

次期教育振興基本計画は、第3期教育振興基本計画の取組を振り返り、成果と課題を明らかにした上で、今後の我が国の教育が進むべき方向、重きを置くべき事項や具体策を示唆する重要なものと認識しております。国公立の幼稚園・こども園の園長の全国組織である本会は、公の幼児教育施設として学校教育の始まりである幼児期の教育を幼稚園教育要領及び認定こども園教育・保育要領に示された内容に則って実践している立場から、次期教育振興基本計画が子供たちの最善の利益と未来の日本を支える人材育成につながる実効性のあるものとなることを期待して、以下のとおり意見を申し述べます。

1 「学校教育は幼稚園から始まる」という認識を大前提とした教育振興基本計画となるように

「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について（報告）」の中には、「学校」「学校教育」という言葉が多数、記載されている。この言葉の中に「幼稚園」「幼児教育」が含まれている、ということ、を、まずは大前提にさせていただきたい。学校教育法 第一章 総則 第一条には「この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。」と明記されている。そのことを「学校」「学校教育」を説明する参照のような形で欄外に引用していただく、というような形で、今後、教育振興基本計画をお読みになる方がどなたでも、「学校」「学校教育」には「幼稚園」「幼児教育」も含まれるのだ、と正確に認識していただけるような具体策をお願いしたい。

合わせて、「子供」という言葉にも、児童・生徒だけではなく「園児」も含まれる、ということも、計画の冒頭で明らかにさせていただきたい。

少子化が急速に進む中、我が国の未来を支える人材には一人一人が少数精鋭として、自分のもてる力を存分に発揮することがこれまで以上に求められる。我が国の未来を支える貴重な人材である子供たちに、幼児期の教育の中で体験したことを生かした小学校教育が行われ、小学校で学習したことを生かした中学校教育が行われる、というように校種を超えた学びを積み重ねることで、それぞれの教育の質が高まり、未来を生き抜く力を校種を超えた学びの積み重ねの中で着実に身に付けさせることができるはずである。学校教育の始まりが幼稚園である、という認識を明確にもたないままに学校教育を考えることは、幼児期の3年余りの学びを無駄にすることにつながる恐れがあり、そのことは、小学校以降の学習の質を左右すると言っても過言ではない。未来を担う人材の育成が国として急務である今こそ、「学校」「学校教育」に「幼稚園」「幼児教育」が含まれている、ということ、を広く国民に周知し、そのことを前提に我が国のこれからの教育をお考えいただきたい。

2 「園児・児童・生徒」または「幼稚園教育要領・学習指導要領」と明記するとよい、と思われる箇所について

本審議経過（報告）の中には「児童・生徒」「児童生徒等」及び「学習指導要領」の記載箇所も多数ある。内容によっては、園児や幼稚園教育要領にも関わる箇所が複数あるので、その部分については、「児童・生徒」「児童生徒等」を「園児・児童・生徒」と明記すること、「学習指導要領」を「幼稚園教育要領及び学習指導要領」または「教育要領及び学習指導要領」のように併記することをご検討願いたい。具体的な箇所は、以下の①から⑧に記載する。

① P.24（児童生徒等の安全確保）

学校安全については、全国の公立幼稚園では文部科学省からの通知が各都道府県教育委員会から各区市町村教育委員会を經由して周知徹底され、学校安全計画の作成と実施の中で、園児に自らの命を守る力を育む教育が計画的になされており、小学校以降の主体性の素地が培われている。その現状を踏まえ、見出しも文中も、「児童生徒等」を「園児児童生徒」とすることをお願いしたい。

② P. 40～P. 41 ○学校保健、学校給食・食育の充実

「食育」に関しては、小学校から、ではなく、幼児期から始めたほうが格段に効果が上がると思われる。幼稚園教育要領の「五領域」の「健康」の中にも食育に相当する内容が明記されており、家庭の食生活が豊かとは言い難い状況が増える中で、幼稚園での食育は子供のみならず保護者への啓発にも大いに役立っている。その現状を踏まえ、P. 41の「・子供たちが食に関する正しい知識と～」の2行目が「～、学習指導要領に基づき、小・中・高等学校等における各教科等を通じた食育を推進する。」となっているところを、「幼稚園教育要領・学習指導要領に基づき、幼・小・中・高等学校などにおける食育を推進する。」とすることを願いたい。

③ P. 41 ○生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化

「生活習慣の確立」は、食育同様に、幼児期から始めたほうが格段に効果が上がると思われる。そこで、「・社会全体で子供たちの生活リズムを整える～」の2行目の文末が「～、学校に～」となっているところを、「～、園や学校～」または「～、学校・園～」とすることを願いたい。なお、生活習慣の確立は、本来は家庭で責任をもって行う部分が大きいと考え。学校・園が全てを背負うのではなく、「家庭にも啓発を図る」というような内容を入れるとよいのではないかと。

④ P. 45 ○探求・STEAM教育の充実

ここでは、教科の学習を前提とした内容になっているが、小学校以降で探求・STEAM教育の充実を実現するためには、幼児期の教育の中でその素地を培うこと（＝日々の遊びの中で自ら目的を見付け、目的に向かって友達と協働する体験を積み重ねること）が欠かせない。そこで、一点目の「・」の文章の後に「幼児期には、幼稚園教育要領を踏まえてそれらの素地となる体験を着実に積み重ねる。」のような一文を加えることを願いたい。

⑤ P. 49 ○持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

「持続可能な社会の作り手」を育むことは、幼児期の教育から始めることで、子供たち一人一人の考え方や行動の仕方にしっかりと浸透することが期待できる。現在、一点目の「・」の2行目から3行目にかけて、「～。また、学習指導要領等に基づき、～」となっており、「学習指導要領等」の「等」に幼稚園教育要領を含めている、ということかもしれないが、ここは、「～。また、幼稚園教育要領及び学習指導要領に基づき、～」と教育要領も明記することを願いたい。そのように明記されることにより、人格形成の基礎を培う幼児期の教育において、今まで以上に素地を培う工夫がなされ、小学校以降の学習の基盤が着実に育まれるはずである。

⑥ P. 50～P. 51 ○特別支援教育の推進

公立幼稚園は公の幼児教育施設として地域に広く門戸を開いているため、支援が必要な子供の在籍率が年々増加しており、個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成、特別支援教育コーディネーターの配置なども各園で実施され、子供の実態に合わせた個別の支援の実現や就学先の小学校への引き継ぎに尽力している。支援が必要な子供を幼・小・中と校種を超えて支えていくことの必要性を示すためにも、P. 51の二点目の「・」に「・さらに、校長のリーダーシップの下、～」とあるところを、「・さらに、校長・園長のリーダーシップの下、～」とすることを願いたい。なお、P. 55の【指標候補】の一点目の「・」の冒頭には「幼・小・中・高等学校等～」と「幼」が明記されていることは、現状を反映していただけていると思うが、できれば、その文の2行目に「児童等」とあるところは「園児・児童・生徒」とするほうが、対象がはっきりと分かってよいのでは、と考える。

⑦ P. 69 目標 1 5 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保

見出しの下の本文には「子供たちが安心・安全に学校生活を送ることができるよう、学校安全を推進する。」とある。公立幼稚園ではこのことが徹底されていることで、園児が定期的な避難訓練や安全指導を通して防災教育が着実に行われており、教職員が学校安全の重要性を学ぶ機会を定期的に設けていることは教職員の意識向上を支え、不適切な指導の防止にもつながっている。学校安全が幼児期においても今後も着実に推進されるよう、見出しの「～、児童生徒等の安全確保」を「～、園児児童生徒の安全確保」とすることを願いたい。

⑧ P. 70 ○学校安全の推進

上記の⑦と同じ理由で、こちらの一点目の「・」の冒頭、「・児童生徒等が生き生きと活動し、～」を「・園児児童生徒が生き生きと活動し、～」と明記することを願いたい。

3 その他

① 幼稚園教育の手法の有効活用

P. 16 の上から四点目・五点目の「○」に、これまでの学校教育の課題と、これから目指すべき学校教育の姿が記載されている。決まった答えに導く、教える・教えられるという受け身の学習ではなく、子供に体験させたいことに向けて子供が自ら興味を持って取組めるような工夫をすること、取組方もゴールも教師が決めたもので縛ることをせずに子供の主体性を最大限に生かすこと、を目指している、と読み取れる。教科書の無い幼稚園では、幼稚園教育要領に示された方向性が子供に体験させたいこと、の大元となっており、各園で日々、担任が実践している指導や援助の在り方は、令和の日本型学校教育が目指している方向性と重なる部分が多いと考える。教師が想定したことを超える園児の発見や発想にこそ、未来の社会を生き抜く力の素地があることを実感している。今後、個別最適な学びや協働的な学び、受け身ではなく主体的な学び、を具体化する上で、幼稚園の指導法や環境の工夫を参考することを視野に入れていただくことは、授業改善のヒントになり得ると考える。

② 公立の教育施設ならではの役割の確認

P. 58 の【基本施策】の「○コミュニティー・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」に、「公立学校」と明記の上、公立の果たす役割が縷々示され、「学校を核とした地域づくりの推進」という言葉でしめられている。公立の教育施設は、幼小中高とどの校種であっても、その校種が携わる教育について、教育要領や学習指導要領に則り、さらには地域性も生かしながら、門戸を地域に広く開き、多様性にも対応しながら地域の全ての子供に質の高い教育を提供すること使命としている。また、保護者が学校教育に理解を深め、学校と共に子供を育てていくことに喜びを感じた体験は、やがて、子育てを終えた後に地域を支えることに貢献する人材の育成にもつながっている。公立の教育施設は、まさに「学校を核とした地域づくり」を現在進行形で体現している。今後、少子化が急速に進む中で全ての公立小中学校・幼稚園の存続は難しいかもしれない。が、全ての子供に質の高い教育を提供することや希望ある街づくりを継続して推進するためには、公立の教育施設をどの校種についても一定数維持し、そこを拠点に質の高い教育や未来につながる街づくり、教育や社会を牽引する人材の輩出を展開することが、国や自治体が国民や地域の住民への責任を果たすことにつながると考える。公立の教育施設の果たす役割を今一度お確かめいただき、各施策の背景にしっかりと位置付けていただきたい。

中央教育審議会教育振興基本計画部会に係る意見等について

公益社団法人全国幼児教育研究協会理事長 福井 直美

本会は令和4年8月に創立70周年を迎えた研究団体であり、国公私立幼稚園・公私立こども園、公私立保育園、並びに大学関係者・行政職従事者2250名で構成されています。

令和3・4年度は「AIの時代をたくましく、人間らしく生きるために」、令和5年度は「一人一人のウェルビーイングを求めて」をテーマに研究・研修に取り組んでいます。

科学技術の進歩に伴い社会状況は大きく変化し、AIが様々な機器に使われ、人間がこれまで行ってきた仕事の50%はAIがこなせるようになると言われています。また、予想もしなかつた新型コロナウイルス感染症の拡大により、行動や生活が規制・制限され、幼児の生活や体験にも大きな変化がある中で、未来を生きる子供たちがAIの時代の中でも幸せに人間らしく暮らせるように「今育てておきたいこと・体験してほしいこと」は何かを考えていきたいと思えます。

そのような中、今回提示された教育振興基本計画はおおむね、本会が目指している方向と同じであることが分かり安心するとともに、心強く感じているところです。

その中のいくつかについて意見を述べます。

目標1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成

○幼児教育について

幼保小の接続に向けては重要な課題であり、本会でも令和5年度の研究大会にて「幼保小の学びをつなげる」のテーマで分科会を行います。過去にも本会では幼保小の連携については取り組んでいます。地域によって取り組みに差が大きいと感じています。今回大規模調査等が実施されるとのことですが、具体的な取り組み調査を行い、各都道府県・各市町村の中で温度差なく、すべての幼児が幼児期に培った様々な力を発揮できるようにしていただきたいと願います。

目標2 豊かな心の育成

○主観的ウェルビーイングの向上（自己肯定感・他者とのつながり等）

幼児の幸せは誰もが願う基本です。幼児教育においては、様々な体験の中で幼児ができた喜び・自信を感じられるように、主体的な取り組みが可能な環境や指導を行っています。どのような環境や指導が必要なのか、本会でも保育の具体的な内容を語り合える研究・研修が必要であると考えます。対面では参加しにくいこともありますのでリモートを活用しながら、保育者が語り合い自分の保育を評価・反省し実践につなげていくことが必要ではないかと考えます。そのためにはさらなる研究の機会とICT

導入が鍵になりますので、整備が必要です。

目標 1 1 教育 DX の推進・デジタル人材の育成、**○教師の指導力**と合わせて考えていただきたいと思います。

目標 3 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成

○食育・生活習慣・学校体育の充実について

・ウェルビーイングの向上の基本はすべて子どもの心身の健康であることが基本であり、そのスタートは幼児期にあります。基本は生活習慣の確立と定着ではありますが、ここには各家庭の教育力が大きくかかわっています。しかし教育力低下は認めません。**目標 9 学校・家庭・地域の連携・共同の推進** **○家庭教育支援の充実**と合わせて考えていくことが必要です。

・主体的に体を動かして遊ぶ子供の育成が生涯スポーツを通じた健康増進や未来のアスリート育成に必ずつながりますので、幼児期の運動遊びの重要性を発信してください。

目標 4 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂

○特別支援教育

幼児教育施設においても障害のある幼児と障害のない幼児が可能な限りともに過ごすことは実践されつつあり、介助の保育者も予算化されてきていますが、1クラスの人数のバランスがこれでよいのか考えさせられる状況があります。5対5のところもあると聞きます。1クラスに関わる保育者の人数、保育力なども課題です。適切な人数バランスなどの研究があれば参考になりますが、各園に任されていて、果たして多様なニーズに対応できているのか疑問があるのが現状です。

P8 中段の・障害のある児童生徒等が支障なく・・・のところは**幼児児童生徒等**にいただきたいと思います。

○海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等

外国籍の子供の多様性を尊重し、小学校以降の学習に円滑に接続していくためには幼児期にしっかりと個々に対応した個別・集団それぞれの指導・援助が大切です。

日本語指導に関わる教員の配置は幼稚園から必要であると考えます。特に保育者の研修は必須です。ぜひ本会の研究物を活用していただきたい。

目標 5 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成

○環境教育（学校施設の脱炭素化を含む）

環境教育は幼児教育からスタートしています。ぜひ「小・中・高等学校等において」

の文に「幼」を入れていただきたいと思います。

目標 1 2 指導体制・ICU 環境の整備、教育研究基盤の強化

○学校における働き方改革のさらなる推進

小学校が 35 人学級になっても依然として幼稚園は 35 名のままです。少子化の影響で 35 名を超えるところは少ない現状にはありますが、30 名程度の学級はまだ、たくさん存在しています。保育の質を高めるために、一人の教師が把握できる人数として 35 名は多いです。一人一人に応じたきめ細やかな保育実践が必要です。そのためにも、学校同様に処遇の在り方を検討していただきたい。

○教師の資質能力の向上

ここで示す「学校教育」は当然、幼稚園を含めての内容と理解してよろしいでしょうか。幼稚園においても教職志望者の多様化や教師のライフスタイルの変化を踏まえた育成と安定的な確保をお願いいたします。

目標 1 3 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保

○教育費負担軽減

幼児教育施設利用料の無償化は引き続きよろしくをお願いいたします。

目標 1 5 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保

○学校施設整備（新たな時代に対応した学校施設、老朽化対策、防災機能強化、脱炭素化。バリアフリー化等）

幼児教育施設においても、学校施設同様の安全確保を目指すとして理解してよいでしょうか。

これからはますます予測不可能な時代がやってくると考えますが、予測不可能であっても、その時その場で自己を発揮し、困難な状況に対峙・対応して生きるための力は、幼児期の教育で育つ力であると確信しています。本会では今後も幼児教育の質並びに保育者の指導力の向上を目指して未来を見つめて歩んでいきたいと思っています。しかし、少子化に歯止めがかからず、園児数の減少は止められません。園数も減少しています。

先日、幼児教育課長 藤岡謙一氏より「幼児教育の現状と課題」についてお話をいただき現在は幼稚園教育の存続の危機であることは理解しています。しかし、幼児教育に求められることは、各施設で実践してきていると思います。子ども一人一人のウェルビーイングを求めるなら、規模の小さな幼稚園も必要ではないでしょうか。財政難であるから数を減らすという安易な方法ではなく、一人一人のニーズにあわせた今後の幼稚園の規模についても考えいただけますように、お願いいたします。

教育振興基本計画の在り方に係る日高教意見

① 教育振興基本計画を実効あるものにするためには、まずは実行性を担保する必要がある。中教審やこの部会で財源の在り方についても検討をおこない、**教育予算規模等の数値目標について、教育振興基本計画に盛り込むべき**である。また、**計画について工程表（5年）も合わせて示すべき**である。

② 教育基本法17条にあるとおり、教育振興基本計画は政府（国）が定めるものである。（文部科学省が原案を作成し、閣議決定することは承知している）
そうであるならば、**複数の省庁にまたがるような課題（障がいのある生徒も含めた就労支援や教職員の処遇・待遇改善、学童保育等の拡充など）についても計画に盛り込むべき**である。

次期教育振興基本計画「IV. 今後5年間の目標と基本施策」に係る日高教意見

目標1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成

○高等学校教育改革

高等学校において、特色化・魅力化を促進することに関して苦慮している実態がある。コーディネーター配置の促進も必要であるが、そのやりとりをおこなう担当教員においては、かなりの業務負担となる。加配措置のみならず、**複数教頭配置（または副校長配置）を拡充し、その管理職の一人が専門的に学校の特色化・魅力化に従事すべき**である。

目標2 豊かな心の育成

○生命の安全教育の推進

目標3 健やかな身体の育成 ○学校保健にも関連するが、**『性教育』の必要性やその在り方についても具体的に触れておくべき**である。

目標6 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成

○環境教育の推進

「教科等横断的に環境教育を進める」とあるが、環境問題が深刻化している現在において、より危機感を持ち、**専門的に環境教育を扱う教科等を新規構築し必修とすべき**である。

目標 1 2 指導体制・ICT 環境の整備、教育研究基盤の強化

○指導体制の整備

「35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制の構築に向けて取り組む」とあるが、**『高校』においても明記すべき**である。高校においては、「**教職員標準業務項目・標準時間(仮称)**」(教員一人当たりの授業、校務、生徒対応、教材研究等の時間を設定)にもとづく換算人員を標準定員とすべきである。

目標 1 3 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保

○教育費負担の軽減に向けた経済的支援

高校段階においても、授業料及び教科書を無償とすべきである。また、国公立大学等においても授業料無償化を図り、**家庭の経済格差が子どもの教育格差につながることをないようにすべき**である。

○へき地や過疎地域等における学びの支援

へき地や過疎地域等における教員不足も課題である。地方自治体の努力だけでは解消できない現状から、**へき地手当の見直しや国が主体となる教員派遣を積極的に実施すべき**である。

2023年1月17日

中央教育審議会教育振興基本計画部会
部会長 渡邊 光一郎 様

日本教職員組合
中央執行委員長 瀧本 司

「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について（報告）」
に係る意見書

日ごろより、教育の発展のためにご尽力されていることに深く敬意を表します。

さて、日本の子どもたちの実態は、子どもの幸福度ランキング（2020年9月 ユニセフ）において「精神的な幸福度」が38か国中37位で、その要因として生活満足度の低さや「自殺率」の高さが指摘されています。また、いじめ・不登校は、共に過去最多になっています（2022年11月 文科省）。一方、国連子どもの権利委員会から過去4回にわたり、入試制度等、日本の学校教育の「競争的システムの是正」を指摘されているにもかかわらず、是正されていません。

他方、教職員の長時間労働の問題が顕在化し、2020年度から改正給特法が施行されましたが、状況は一向に改善されていません（2022年9月 連合総研）。このような中、昨年の教職員の精神疾患による病気休職者は、過去最多の5,897人で、深刻さが増しています（2022年12月 文科省）。この間、多くの自治体で教員採用試験の受験者数は減り続けています。同時に「教師不足」が常態化し、年度当初から担任が配置されないなど、子どもたちのゆたかな学びの保障に大きな影響を及ぼしています。

こうした中、2023年4月から子どもの権利条約の理念をもとにした、こども基本法が施行されます。この機に山積した課題を解決し「子どもの最善の利益」を実現するとともに、社会全体で子どもたちの育ちや学びを支えていかなければなりません。今回策定される教育振興基本計画は、5年後のみならず10年、20年後の教育振興に加え、社会の在り方にも影響を与える計画です。今こそ教育のあり方を、能力主義・競争主義的なものから、ともに学び合い、自他を認め合うものへ転換することで子どもの自己肯定感を高めていくことが必要です。そのためには現場の実態や子どもの権利条約の理念をふまえた教育振興基本計画の策定と、その実現を後押しする、財政支出を伴った教職員定数改善や、施設設備の整備等が必要です。

つきましては、子どもたちのゆたかな学びが保障される社会の実現にむけて、教育振興基本計画部会において、次の事項について検討いただけますようお願い申し上げます。

記

I. 次期教育振興基本計画に係る基本的な考え方について

1. 日本国憲法、子どもの権利条約の理念の実現を

「次期教育振興基本計画」のすべての考え方の根底に、日本国憲法、子どもの権利条約の理念の実現を据える必要があります。

2. 本来のウェルビーイングのとらえ方を

「日本社会に根ざしたウェルビーイング」に置き換えるのではなく、本来の「肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態（WHO）」をめざす必要があります。

3. 働き方改革のさらなる推進を

現在、教職員の勤務実態は、過労死ラインを超える超過勤務が常態化しており、精神疾患による病気休職者数は毎年5,000人を超えて高止まりしている危機的状態です。これまで新たな施策が策定される際、スクラップ&ビルドの方針は示されず、その上、業務量に見合った教職員配置がされなかつただけでなく、短期間での準備を求められ、教職員は疲弊し、ギリギリの状態です。このまま教職員の「献身性」に頼った施策を継続すれば、教育の持続可能性は危うくなると言わざるを得ず、さらには新しい課題をふまえた諸施策に対応することは難しくなります。

早急に、勤務時間内にすべての業務が収まることを原則とした働き方改革を実現させることが、一人ひとりの子どもとむき合う時間の確保になり、子どもたちのウェルビーイングの向上につながります。本教育振興基本計画も含めて、すべての教育施策を策定する際、単に内容を付加して教育課程が過密になることがないように、教育全体を俯瞰し、スクラップ&ビルドの考え方を基本にしていく必要があります。

II. 今後5年間の教育施策の目標と基本施策について

P.33

目標1：確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成

○個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

「一人一台端末を円滑に利用した児童生徒への学習指導・生徒指導のあり方」がICT中心の授業にすすんでいく懸念があります。

○新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施

「授業改善の推進、カリキュラム・マネジメントの確立」のために、学習指導要領の次期改訂において標準時数の抜本的見直しを検討し、指導内容の精選と教職員の負担軽減をはかる必要があります。

P. 33

○幼児教育の質の向上

幼児期の教育においても子どもの権利条約を基盤としたウェルビーイングの実現のために「カリキュラム開発・実施」が行われるべきであり、「幼児教育の質の保障が可能となる大規模実態調査」は、この観点に基づいて実施される必要があります。

P. 34

○高等学校教育改革

少子化に伴い、全国で高校の統廃合・学科再編が行われています。地域創生の観点からも、多様な学習ニーズを求める生徒への修学機会確保のためには、国・自治体の支援拡充が必要です。

○全国学力・学習状況調査の実施・分析・活用

全国学力・学習状況調査については、事前対策や結果公表に伴う報道(特に地方紙)等により、序列化・過度の競争につながる課題があることから、悉皆調査を廃止し、子ども・教職員の負担にならないよう抜本的見直しを行うべきです。また、調査の結果が教育条件整備にどのように反映されたかの検証を行うことも必要です。CBT化については、個人情報保護の観点や、子ども・教職員の負担とならないよう慎重に論議することが必要です。

○大学入学者選抜

多面的・総合的評価を重視した大学入学者選抜をすすめるためにも、国立大学において、「総合型選抜」「学校推薦型選抜」の入学者定員を増員する必要があります。

P. 37

目標 2 : 豊かな心の育成

○子どもの権利利益の擁護

子どもの権利条約の理念に基づいた計画になることは重要であり、ウェルビーイングの実現に大きくかかわってくることであると考えます。計画の推進には、子ども自身が子どもの権利条約を理解していることが重要であり、その観点での指標が必要です。

○いじめ等への対応、人権教育の推進

人権教育の第3次とりまとめに基づいた各地域の推進状況や課題について、継続的な調査とともに、学校現場の状況を把握するためのヒアリングも行うべきです。「最近の動向を踏まえた参考資料」は、子どもや学校現場の実態に即したものに「改善・充実」されることが必要です。

P. 38

○生命の安全教育

「子供たちを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないため」には、

「生命（いのち）の安全教育」にユネスコの提唱する包括的性教育を取り入れる必要があります。

P. 39

○伝統や文化に関する教育の推進

「日本人としての美徳や良さを生かし、それらを継承・発展させるための教育を推進」については、外国につながる子どもが増加し続けている実態をふまえ、多文化共生をすすめる観点から、子どもの母語、母文化を尊重するとともに、価値の押し付けにならないよう留意する必要があります。

P. 45

目標5 イノベーションを担う人材育成

○探求・STEAM教育の充実

文理横断型教育を充実するためには、理数教育の強化だけではなく文系教育推進の両輪ですすめる必要があります。

P. 47

○理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍促進

「女子中高生の理工系分野への興味・関心を高める」取組を支援するだけでなく、理工系分野を含めた広い学術分野への女性活躍推進事業についての修学支援を行い、高等教育進学における男女間格差を是正する施策が必要です。

P. 48

目標6：主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成

○子供の意見表明

校則も含め「子供たちに関わるルール等の制定や見直しの過程に子供自身が関与すること」にとりくむ際、子ども自身が子どもの権利条約の理解を深めることが必要です。

P. 49

○主権者教育の推進

以下、ESD、男女共同参画、消費者教育、環境教育等、災害復興教育と挙げられていますが、「〇〇教育」と個別を増やすのではなく、P. 30の「生命の安全教育」も含め「子どもの権利教育」として、学校・地域の実態にあわせ人権の視点から包括的にとりくむ体制やカリキュラムに切り替えることが必要です。

P. 50

目標7：多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂

○特別支援教育の推進

- ・障害者権利条約を実効あるものにするためには、国連・障害者権利委員会の勧告にもとづき、医学モデルのインクルーシブ教育システムではなく、社会モデル・人権モデルのインクルーシブ教育を推進するべきです。合わせて、就学先決定に際し「受入れ拒否禁止」条項等の検討も必要です。
- ・「教師の専門性の向上を図る」ためには、幼・小・中・高の免許の中にインクルーシブに関する内容を入れ込むべきです。また、インクルーシブ教育に関する研修を行う必要があります。
- ・医療的ケアに関して、「保護者の付き添いがなくても安全・安心に学校で学ぶことが出来るよう取組を推進する」こととあわせて、宿泊学習への付き添いなどの課題に対して、看護職員の常勤化や処遇改善が必要です。
- ・学校施設のバリアフリー化については、対象を高校にも広げる必要があります。
- ・高校の入試選抜において、定員内不合格の調査結果を分析し、解消をはかることが必要です。

P. 51

○不登校児童生徒への支援の推進

4割近い子どもたちがどこにも相談できていないことを重くとらえ、学校が子どもたちの居場所となっているかを見直すことが必要です。また、「多様な教育ニーズへの対応」が子どもたちの「分離・排除」についながらないようにする必要があります。

P. 52

○高校中退者等に対する支援

高校中退の理由として経済的や精神的による事例も多くあり、これらを未然に防ぐためには、修学支援制度の充実が必要です。また、課題を抱えた生徒にきめ細かな指導をするためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等のスタッフ配置充実が重要です。国から自治体への財政支援拡充が必要です。

P. 53

○夜間中学の設置・充実

夜間中学設置の意義をふまえ、統廃合など施策が逆行することのないようにする必要があります。また、「学びの保障」の観点から、現在、在籍者の8割を外国につながる生徒が占めている現実から、日本語指導のできる体制(人的配置を含む)を整える必要があります。

○高等学校定時制課程・通信制課程の質の確保・向上

公立定時制高校は年々減少し、都市部中心に設置されている自治体が増加しており、「学びの場(教育機関)の確保」ができない現実があります。「課題を抱える生徒等の学びの受け皿」としての役割を果たしている定時制・通信制教育を保障するため、さらなる財政支援が必要です。

P. 58

目標 9 : 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

○家庭教育支援の充実

訪問型家庭教育支援は、価値観の押し付けなどの過度な介入にならないよう、十分に配慮する必要があります。

○部活動の地域連携や地域クラブへの移行

22年12月に改訂された「ガイドライン」(スポーツ庁・文化庁)の周知について明記すべきです。また、「環境の一体的な整備」の際には、地域間格差・家庭間格差のないようにすることが重要です。さらに、地域クラブへの移行を明確にするため、指導要領総則から「学校教育の一環」「教育課程との連携が図られる」等の文言の削除が必要です。

目標 10 : 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進

P59

○社会教育施設の機能強化

社会教育施設は、地域クラブ活動の受け皿としても大きな役割を果たすものであり、「運営の改善」「社会教育士の配置」にとどまらず、環境整備のための財源確保が必要です。

P. 60

目標 11 : 教育 DX の推進・デジタル人材の育成

○1人1台端末の活用

端末の更新、デジタル教科書の費用は国庫負担であることを明記すべきです。また、学校現場の状況を十分把握し、教育格差につながらないよう環境を整える必要があります。

○児童生徒の情報活用能力の育成

情報モラル教育を包含するデジタル・シティズンシップ教育の推進が必要です。また、機器の破損等の端末上のトラブルに対して、子どもや学校の「自己責任」としない体制の整備が必要です。

○校務 DX

テレワーク制度の整備とともに、教職員が場所を選ばず校務を処理できる環境の普及、教職員のサービスや給与システム、財務システム等(学校事務)との連携が必要です。学習系のデータとの連携は慎重な検討が必要です。

P. 61

○教育データの標準化

データの活用については、個人情報保護法の遵守を明記するとともに、どのように活用されるのかを子ども・保護者に周知した上で承認を得る必要があります。また、個人情報の流出等が絶えない状況を踏まえ、セキュリティー面の整備が必要です。

○教育データ分析・利活用

教育データの利活用により「困難を抱える児童生徒の早期発見が可能となる」ことが、「分離・排除」につながることを懸念します。インクルーシブを基盤とすることを明記する必要があります。

P. 62

目標 1 2 : 指導体制・ICT 環境の整備、教育研究基盤の強化

○指導体制の整備

多様な子どもたち一人ひとりにかかわる課題が増える中、それに対応する教職員の定数を早急に見直す必要があります。

P. 63

○学校における働き方改革のさらなる推進

・教職員の時間外勤務の実態は改善されておらず、働き方改革の成果が出ていないといえません。教職員のいのちと健康を守るため、早急な定数改善、業務削減、長時間労働を抑制するための給特法の廃止・抜本的見直しを行うことが必須です。

・仕事量に対してそれに見合った定数が配置されていないことから、定数法のあり方を検討するとともに、教職員の処遇についても見直す必要があります。

○教師の資質能力の向上

人事評価の結果については、学校全体の活性化に活用する必要があります。

P. 64

○ICT 環境の充実

公立高等学校における一人一台端末の配備は公費負担とする必要があります。また、家庭における通信環境整備費や通信料の負担についても、公費での整備が必要です。

P. 66

目標 1 3 : 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保

○教育費負担軽減に向けた経済的支援

日本学生支援機構の奨学金については、給付型奨学金の支給対象を拡充することが必要です。貸与型奨学金についてはすべて無利子とし、有利子型奨学金についても所得連動型の適用等、返済制度の改善が必要です。また、国立大学等の授業料減免制度についても対象を拡充する必要があります。

P. 69

目標 15 : 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保

○学校における教材等の充実

「子供の読書活動の推進に関する基本計画」及び「学校図書館図書整備等5か年計画」に基づき、計画に示された財政措置を自治体が確実に講ずることが必要です。

○学校安全の推進

「児童生徒等」とありますが、就学前においてバスの中への置き去り等、命にかかわる事例を重く受け止め、「就学前」についても明記する必要があります。

P. 70

目標 16 : 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ

P. 71

○各ステークホルダー（子供含む）からの意見聴取・対話

「子供を含む各ステークホルダーからの意見聴取・対話」に触れていることは重要ですが、さらに「計画の策定・実施」に関して、フォローアップのための第三者機関の設置についても検討が必要です。

以上